

シンガポールの司法制度の概要

ー特に刑事訴訟法を中心としてー

平成25年5月
在シンガポール日本国大使館

は じ め に

本書は、シンガポールの司法制度の概要をまとめたものですが、シンガポールの司法制度には、日本にみられない特色があり、その基本的な点を叙述し、在留邦人の方々の参考としていただくことが本書の狙いです。

日本人の感覚では、逮捕・起訴されることはないだろうというような比較的軽微な犯罪でも、積極的に逮捕がなされ、かつ、起訴も積極的行われ、一般的に、起訴猶予処分を受けることは困難です。

例えば、在留邦人が当地で逮捕されるケースの中で多いのは、強制わいせつ事案や万引き、飲酒運転等ですが、これらの犯罪も、一般的には、逮捕・起訴は免れられず、有罪となれば、厳しい刑罰に直面します。

また、ある種の犯罪については、鞭打ち刑が科されるという点も日本とは大きく異なります。

本書は、2010年にシンガポール刑事訴訟法の全面改正がなされたため、同改正法に基づいて全面改訂を行うとともに、冒頭に第1部として、シンガポールの刑事手続の概要が一読して分かる簡単なQ&Aを設け、後半に第2部として、改正法に基づくシンガポールの刑事手続の詳細を解説するという2部構成としました。

本書は、在留邦人の方々のお役に立てていただくとの趣旨に賛同いただいた、千葉地方検察庁の鈴木朋子検事及び当地の法律事務所 Rajah & Tann LLP に所属し、シンガポールの弁護士資格をもつ上野美代子弁護士のご好意により、まとめたものです。

なお、個々の法令については随時改訂が行われていくことも予想され、また、法令の適用については個別のケース毎に状況が異なりますので、必要に応じ弁護士、法律事務所等と相談されることをお勧めします。

当大使館が平成12年に刊行しました「シンガポール特有の生活関連主要法律案内」と一緒にご活用頂き、在留邦人の皆様のご参考にしていただければ幸いです。

平成25年5月

在シンガポール日本国大使館

目 次

第 1 部 シンガポールの刑事手続 Q&A..... 6

Q1	シンガポールの刑事手続の特徴はどんな点ですか。.....	6
Q2	女性とのトラブルで刑事事件になることも多いと聞きましたが？.....	9
Q3	メイドとのトラブルで刑事事件になることもあるとのことですが？.....	10
Q4	薬物犯罪に大変厳しいとのことですが？.....	11
Q5	飲酒運転について注意すべきことを教えてください。.....	12
Q6	鞭打ち刑について説明してください。.....	13
Q7	シンガポールの捜査から裁判までの流れを説明してください。.....	14
Q8	シンガポールの裁判手続の流れを説明してください。.....	17
Q9	保釈について説明してください。どのような特徴があるのでしょうか。..	20
Q10	シンガポールで突然逮捕されました。どうすればいいですか。.....	21

第 2 部 シンガポールの刑事手続解説 22

第 1 章 シンガポールの刑法と刑事訴訟法 22

I	シンガポールの刑法.....	22
II	シンガポールの刑事訴訟法.....	23

第 2 章 裁判所の構成と刑事管轄..... 24

I	裁判所の構成.....	24
II	最高裁判所の刑事管轄.....	24
III	下級裁判所の管轄.....	25

第 3 章 捜 査 29

I	捜 査 の 開 始.....	29
II	逮 捕.....	31
III	勾 留.....	33
IV	警察での供述.....	36

V	提出命令・捜索・差押え権限	42
VI	面通し (ID Parades, Line up)	44
第4章 起 訴		45
I	起訴権限	45
II	検察との交渉	48
III	罪状認否	49
IV	量刑	51
第5章 示談及び反則金制度		54
I	示談	54
II	反則金制度	55
第6章 公 判		57
I	公判前の準備手続	57
II	公判審理	61
III	判決	64
IV	刑の種類	64
V	上訴	72
第7章 保 釈		75
第8章 刑務所・麻薬リハビリテーション・センター		80
I	概要	80
II	刑務所の処遇、面会	80
第9章 その他		82
I	子供と若年者法	82
II	心神に障害のある被告人に関する取扱い	84

第10章 外国人が有罪判決を受けた場合のビザへの影響	
.....	86

第1部 シンガポールの刑事手続 Q&A

Q1 シンガポールの刑事手続の特徴はどんな点ですか。

A 刑罰も手続も、基本的には大変に厳しいと肝に銘じましょう。

【解説】

シンガポールは、とても治安のよい国といえますが、その背景には、犯罪に対する厳しい姿勢があります。そのポイントは、次のような点にあるといえるでしょう。

① 日本では犯罪でない行為でもシンガポールでは犯罪とされている行為が多数あります。例えば、地下鉄内での飲食、蚊の発生を防止する行為を怠った、外国国旗を掲揚したといった行為も犯罪とされています。自殺未遂や男性同性愛者による性交渉も犯罪です。

② 比較的簡単に逮捕され、逮捕されると長期間、日本に帰れなくなることもあります。窓からタバコをポイ捨てするところが監視カメラに写っていて逮捕されたというケースもあります。「この程度のことで逮捕されることはないだろう。」という考えは危険です。また、必ずしも十分に逮捕容疑が固まっていない場合でも、被害者の供述等をもとにして逮捕する場合も見受けられます。比較的早期に保釈が認められることが多いですが、外国人の場合、保釈の際にパスポートの提出を求められ、刑事手続が終了するまで帰国できなくなることも少なくありません（捜査だけでも数週間から1年以上続くこともあります。公判審理となれば、その準備手続等でさらに長期に及ぶことになります。）

③ 警察の捜査権限は、強大です。ごく軽微な事件を除き、警察には、広範な無令状での逮捕権限と無令状での搜索差押権限が与えられています。必要な証拠の提出を命じる提出命令を出すことや、事件関係者に出頭を命じ、出頭しない場合には、令状を得て身柄を拘束して取り調べることも可能です。また、出頭を命じられた事件関係者は、一定の例外を除き、真実を述べる義務が課されます。さらに、街中、いたるところに監視カメラが設置されており、捜査に活用されているなど、警察の捜査権限は強大です。

④ すぐに実名・顔写真付きで新聞報道されます。日本では、まず新聞に載らないような軽微な事件でも、シンガポールでは、実名や勤務先の会社名はもちろん、写真付きで詳細に大々的に報道されることがよくあります。本人はもちろん、家族に肩身の狭い思いをさせることにもなりかねません。

⑤ 被疑者・被告人の権利保障は、手厚いとはいえない側面もあり、弁護は困難を伴います。日本では、黙秘権を行使したことを被疑者・被告人の不利益に用いることはできませんが、シンガポールでは、一定の場合に、黙秘権を行使したことを後の公判で被告人の不利益に用いることが認められています。また、アリバイを主張する場合には、事前にアリバイ主張の内容を裁判所か検察官に通告する必要があり、後からのアリバイ主張は、原則、認められません。また、弁護人選任権の保障も手厚いとはいえません。そもそも、被疑者に対して弁護人選任権を告げることは、捜査機関の義務とはされていません。仮に身柄を拘束され、弁護人との面会を希望したとしても、すぐに面会できるとは限りません。時には、捜査が終了するまで面会できないこともあり得ます。弁護人を雇う資力のない被疑者・被告人のための国選弁護人制度も充実していません（なお、一定の場合にボランティア弁護士を依頼することはできます。）。また、検察側の手持ち証拠の被告人側への開示についても、改正により広がったとはいえ、まだまだ限定的です。被疑者・被告人側にしてみると、なかなか厳しい制度です。

⑥ 「知らなかったんです。」という弁解が通じないケースも。例えば、16歳未満の女の子と性的関係を持った場合、「16歳未満とは知らなかった！」と弁解してみても、通じません。年齢に関する認識を誤っていたとしても、犯罪の成立を妨げないので、そもそも弁解になりません。また、シンガポール入国の際、スーツケースの中から違法薬物が発見された、という場合、持ち主である被告人は、その持ち物の中にあつた違法薬物について認識していたとみなされます。「預かっただけで知らなかった！」という弁解も、まず、通じません。日本では、こうした故意や認識は、検察官が立証しなくてはなりませんが、シンガポールでは、被告人が立証を迫られるのです。

⑦ 事件化されやすく、刑罰は一般的に厳しいといえます。例えば、万引き。被害金額がごく少なくて、初犯であっても、起訴猶予になることはまずありません。少年がちょっとしたものを万引きした、という場合でも、被害弁償をし、親が謝罪して、と最善を尽くしても、起訴猶予にならないことも十分にあり得ます。しかも、建物内での窃盗は、7年以下の禁錮刑かつ罰金刑と定められているため、スーパで万引きをしたという場合でも、この罪名のまま判決まで進むと、初犯者でも刑務所行きになります。（検察官との交渉がうまく行けば、より軽い単純窃盗に変更なる場合もあり得ます。）日本のような執行猶予の制度はないため（類似の制度がないわけではないですが、一般的ではありません。）、禁錮刑しか定めがない犯罪の場合、有罪判決となると、いきなり刑務所行きになるのです。

⑧ 死刑や鞭打ち刑等の厳しい刑罰もあります。例えば、一定量を超えた違法薬物をシンガポール国内に持ち込んだ場合、死刑です。特別な例外で終身刑になる

場合もないわけではありませんが、例外の適用は大変限定的なので、まず死刑になると考えたほうがいいでしょう。拳銃に対する処罰も厳しく、例えば、強盗の際、拳銃を使用した、あるいは使用しようとした場合、結果を問わず、死刑しかありません。また、わいせつ事件やオーバーステイ、公共物への落書き等、鞭打ち刑が科せられる罪も多数あります。言うまでもありませんが、鞭打ちは、大変な激痛です。

⑨ 未成年者に対しても、決して甘くはありません。シンガポールでは、16歳以上は、成人と同様の刑事手続になり、基本的には、特別扱いはされません。また、男子の場合には、事案によっては、10回以内の鞭打ち刑を科されることがあります。過去には、アメリカンスクールに通うアメリカ人の少年が、落書き等をしたとして鞭打ち刑に処せられています。中学生・高校生でも、甘い考えは通じません。

⑩ そして、強制退去も。シンガポール在留中に禁錮刑となった場合や有罪判決を受けて在留が好ましくないものと判断された場合には、在留資格を取り消され、強制退去となってしまいます。

Q2 女性とのトラブルで刑事事件になることも多いと聞きましたが？

A 軽い気持ちで女性の体に触るのは絶対にやめましょう。

【解説】

シンガポールには、さまざまな人種や宗教の人々が生活しています。わずかな接触でも強い不快感を覚え、尊厳を傷つけられたと感じる人も多くいます。欧米流の挨拶代わりにキスやハグ等も、相手によっては強い不快感を覚え、トラブルにつながるおそれもあります。また、女性がサービスしてくれる飲食店やカラオケ店、ディスコ等でも、女性の体に不用意に触れるのはやめましょう。わいせつ行為とみなされる場合もあります。

わいせつ行為に対しては、2年以下の禁錮刑、罰金刑、鞭打ち刑又はそれらの組み合わせという刑罰が定められています。また、被害者にけがを負わせた、逃げられないという恐怖を感じさせたというような、より悪質なわいせつ行為に対しては、2年以上10年未満の禁錮刑と鞭打ち刑の併科となり、刑務所行きと鞭打ち刑が避けられないこととなります。

また、悪質な強制わいせつに対しては、被害者と示談することにより事件を終結させることが禁止されています。「金を払って示談に持ち込めば何とかなるだろう。」という発想は通用しません。

Q3 メイドとのトラブルで刑事事件になることもあるとのことですが？

A 感情のもつれなどから事件になることもあります。

メイドへの犯罪は厳しく処罰されるので、一層注意が必要です。

【解説】

シンガポールでは、駐在員家庭も含め、フィリピンやインドネシア等からの住み込みのメイド、いわゆる「ステイメイド」を雇っている家庭も少なくありません。育ってきた国も環境も違うメイドと一緒に生活をするわけですから、感情的な対立が生じることもあり得ますし、時には雇用主側の男性とメイドの女性が、家の中で長時間、二人きりで過ごすという状況も起こり得るなど、トラブルに発展する要素は少なくありません。

実際に、シンガポールでは、雇用主側がメイドに暴力を振るったというケースやわいせつ行為に至ったというケースも多く見られますが、中には、示談金目当てや厳しい雇用主への腹いせ等の別の目的があって、嘘の事実や話を誇張して雇用主を訴えたと疑われるケースも見られます。

シンガポールでは、住み込みのメイドは、雇用主との関係で弱者の立場にあり、より保護すべき必要性が高いという考えから、住み込みのメイドに対する雇用主やその家族からの暴行、傷害、監禁、わいせつ行為等については、より厳しく処罰することができるようになっています。事案に応じ、1.5倍加重することが可能です。このように、メイドが被害者となる刑事事件に対しては、シンガポールは被告人側に厳しい姿勢で臨むことが多いので、くれぐれも、トラブルに発展しないよう注意が必要です。

Q4 薬物犯罪に大変厳しいとのことですが？

A 一定量以上の取引は原則死刑です。

多くの推定規定があり、被告人側が反証しなくてはなりません。

【解説】

シンガポールは、違法薬物を流通させないという強い政策意図のもと、違法薬物に対し、大変に厳しい姿勢で臨んでいます。まず、以下の通り、一定量以上の違法薬物の密輸入や取引等（traffic）は、原則として死刑しかありません。死刑を免れるためには、薬物密売組織を壊滅させるに足りるほどの実質的な捜査協力をしたと検察側に認められるなど、極めて厳しい条件が付く上、この例外が適用されても終身刑です。また、一定量以下であっても、相当な厳罰に処せられます。例えば、国によっては合法となっている大麻でも取引量が500グラム以上であれば、死刑です。薬物の中でも最も危険といわれるヘロインは、15g以上で死刑です。これらの量に達していなくとも、長期の禁錮刑と鞭打ち刑が併科されます。

また、違法薬物については、さまざまな推定規定があります。例えば、覚せい剤であれば25g以上、ヘロインであれば2g以上所持していた場合には、単なる自己使用目的の所持ではなく、取引目的の所持であると推認されます。

違法薬物の所持にも推定規定があるので、入国の際持ち込んだスーツケースの中に違法薬物が隠されていた場合、持ち込んだその人の違法薬物だと推定されるのです。そのため、「知人に渡してくれと預かったもので、お土産だと聞いていた。」というような弁解も「密輸品の象牙だとは聞いていたが、違法薬物だとは知らなかった。」という弁解も、まず、通用しません。怪しげな他人の荷物を預かって持ち込むなどということは、絶対にやめましょう。死刑になりかねません。

なお、PR保持者は、シンガポール国民同様、シンガポール国外での違法薬物の使用も禁じられており、処罰の対象となるので、一層の注意が必要です。

【違法薬物の取引に関する法定刑の例】

<覚せい剤>

250g以上 : 死刑

167g以上250g未満 : 20年以上30年以下の禁固刑又は終身刑及び鞭打ち15打

<大麻>

500g以上 : 死刑

330g以上500g未満 : 20年以上30年以下の禁錮刑又は終身刑及び鞭打ち15打

<ヘロイン>

15g以上 : 死刑

10g以上15g未満 : 20年以上30年以下の禁錮刑又は終身刑及び鞭打ち15打

Q5 飲酒運転について注意すべきことを教えてください。

A 大変厳しく、二度目の場合、禁錮刑になります。

【解説】

日本でも飲酒運転に対する処罰は厳しくなっていますが、シンガポールでも飲酒運転は厳しく処罰されます。飲酒運転を摘発するための交通検問も頻繁に行われており、「交通検問で20人逮捕」などというニュースも見かけます。シンガポールでは、呼気1ml中のアルコール濃度が35mg以上となると酒気帯び運転として処罰の対象になります。また、アルコール濃度が35mgに達していない場合でも、アルコールの影響で正常に運転ができない状態にあれば、同じく処罰の対象になります（ちなみに日本では、単位が異なりますが、呼気1ℓ中のアルコール濃度が0.15mgで酒気帯び運転となり、アルコール濃度に関わらず、アルコールの影響によって正常に運転ができないおそれがある場合には、酒酔い運転となります。いずれも刑事罰の対象です。）。

初犯者の場合は、「1,000ドル以上5,000ドル未満の罰金**又は**6か月未満の禁錮刑」なので、禁錮刑にならず、罰金刑のみで終わる場合もありますが、2度目の場合には、3,000ドル以上10,000ドル未満の罰金**及び**12か月未満の禁錮刑です。つまり、飲酒運転で2度目の有罪となった場合には、刑務所行きです。さらに、酒気帯び運転で有罪になった場合には、12か月未満の間、原則として、運転免許がはく奪されることになります。さらに、飲酒運転を含む2度以上の有罪歴がある常習者の場合には、10年を超えない範囲で、規定された刑罰の3倍以内で加重することができます。また、そのような常習者が人身事故を起こした場合、鞭打ち刑が科される場合もあるなど、大変厳しいものになっています。

また、実際に運転していなくても、運転者が、酒気を帯びた状態で公道上の車内にいることも処罰の対象になり、二度目の場合には、罰金に加えて禁錮刑となるので、「車内で酔い覚まし」は危険です。

なお、シンガポールには交通刑務所はないので、一般の刑務所に収容されることになります。

Q6 鞭打ち刑について説明してください。

**A 健康な50歳未満の男性の臀部に籐製の鞭を打ち込む刑罰です。
わいせつ事案、オーバーステイから公共物への落書きまで、幅広い罪に規定されています。**

【解説】

シンガポールには、日本にはない特殊な刑罰がありますが、その中でも特異なのは、鞭打ち刑でしょう。鞭打ち刑で用いられる鞭は籐製で、直径1.27センチメートル以下とされています。鞭打ちは、医務官の立会いのもと、体を固定した上で、その臀部に対して行います。1回の裁判で科することができるのは、最高24回までとなっています。

鞭打ち刑は、女性、執行時50歳以上の男性又は死刑宣告をされた男性に対しては科すことはできません。しかし、女性又は50歳以上の男性であることを理由に鞭打ち刑の宣告を免れた場合には、鞭打ち刑に替えて12か月を超えない禁錮刑が科せられる可能性があります。また、少年(juvenile)でも、男子であれば、鞭打ち刑が科せられる可能性があります（ただし、より軽い鞭で、回数も10回以内とされています。）

鞭打ち刑が定められている犯罪は、幅広く、殺人罪、恐喝罪、強姦罪、強盗罪等のほか、薬物犯罪や不法入国・不法残留、器物・公共物への損壊罪（落書き等）などでも、鞭打ち刑が定められています。「もうちょっと、シンガポールに滞在してみよう。」などと気楽な気持ちで不法残留をすることも絶対に避けましょう。

アメリカ人の少年が車に落書きをしたとして、また、スイス人の男性が電車にスプレーで絵を描いたとして、器物・公共物への損壊罪により、鞭打ち刑を科せられたというケースもあり、外国人だから、という理由で特別扱いされることはなさそうです。

鞭で打たれると、肉が裂けて激痛が走り、夜も眠れなくなるといわれています。間違っても鞭打ち刑に処せられるような行為は慎みましょう。

Q7 シンガポールの捜査から裁判までの流れを説明してください。

A 捜査→逮捕→起訴→罪状認否→公判審理→判決→量刑審理→量刑宣告

【解説】

① 捜査の開始

警察等の捜査機関は、日本でいう被害届に相当する、被害者や目撃者等からの通報を书面化したFirst Information Report (FIR)を得て、捜査を開始することが一般的です（もちろん、捜査機関が自ら捜査の端緒を得て捜査を開始することも可能であり、FIRは、必須ではありません。）。FIRを得ると、捜査機関は、捜査を進め、そもそも犯罪性があるか、犯罪性があるとしてその犯罪が重大な犯罪で、令状なくして逮捕できる犯罪か、などの見通しを立てます。

シンガポールでは、罪名によって、無令状での逮捕が可能な犯罪か、令状が必要な犯罪かが刑事訴訟法で定められており、一般的に、比較的重大な犯罪は無令状での逮捕が可能であり、軽微な犯罪は、逮捕に令状が必要になります。無令状で逮捕が可能な犯罪の場合は、捜査機関には、無令状で被疑者を逮捕できる権限のほか、無令状での搜索差押や事件関係者への出頭命令・取調べ権限等、強大かつ広範な強制捜査権限が与えられています。

他方、逮捕に令状が必要な犯罪については、捜査機関は、裁判官からの令状を得て捜査をしていかななくてはなりません。そのため、逮捕に令状が必要で、強制捜査が自由にはできない軽微な犯罪や、近所同士のトラブル等で警察が捜査に積極的にならない事件は、警察はそれ以上の捜査はせず、被害者自らがいわば検察官として刑事訴追をする「私起訴」の手続を取るよう勧められることも多いようです。

② 逮捕

警察は、逮捕の必要があると判断した場合、被疑者を逮捕します（もちろん、逮捕の必要がないとか、そもそも犯罪性が認められないといった場合は、逮捕に至ることはありません。また、事案によっては、FIRを得てすぐに逮捕するという場合もあります。）。当然ですが、逮捕は、突然、やってきます。自宅や会社に警察官がやって来て、警察署に同行すると言われる、といったことも珍しくありません。一般的に、日本では逮捕までせず、在宅の被疑者として取調べをするような軽微な事件や証拠上微妙な事件でも、比較的簡単に逮捕がなされているようです。ただし、その分、身柄拘束後、比較的速やかに保釈がなされることが多いようです（もちろん、犯した犯罪の内容等にもよりますが。）。

③ 正式起訴

無令状で逮捕された被疑者は、警察段階で保釈にならなければ、48時間以内に、陳述法廷（Mention Court）に出頭します。ここで、起訴状が朗読され、正式に起訴されることとなります。その前に警察段階で保釈されている場合には、48時間以内に出頭するという制限はなくなりますが、指定された日時に陳述法廷に出頭し、正式に起訴されることとなります。

④ 罪状認否

陳述法廷で正式起訴された後、捜査がまだ終わっていない場合や被告人側が弁護人を選任して打ち合わせる必要がある場合等、どちらかが期日の延期を申請すれば、期日が延期されます。しかし、検察側も被告人側も準備が終わっている場合には、その場で、起訴された事実について有罪と認めるか否かを聞かれる、罪状認否手続に入ります。ここで有罪と答弁すると、簡単な手続を経て有罪判決が下され、量刑についての嘆願等の量刑審理を経て、量刑が宣告されることとなります。

また、この段階で身柄が拘束されている場合、裁判所による保釈について検討がなされます。保釈条件を満たせば、この段階で保釈されることとなりますが、保釈が裁判官の裁量になっている重大犯罪や指定された保釈条件を満たせないと、そのまま身柄拘束が継続することとなります。

⑤ 検察官との交渉

起訴の前後を問わず、被告人側は、検察側とさまざまな交渉することとなります。例えば、スーパーでの万引きの事案であれば、建物内での窃盗として、有罪になれば禁錮刑を免れることはできません。しかし、「窃盗の事実は認めるから、建物内での窃盗ではなく、単純な窃盗にしてほしい。」と交渉し、より軽い罪に変更してもらい、といったパターンや、複数の罪で起訴されている場合「この罪については認めるから、他の罪については、起訴から外して、量刑上考慮する扱いにしてほしい。」といった交渉等です。ここで交渉がまとまれば、通常、有罪答弁をしていくこととなります。有罪答弁をするのであれば、できるだけ早めに有罪答弁をする方が、量刑上、有利になることが多いので、決断できるのであれば、早めに決断することをお勧めします。

⑥ 公判前の準備手続

検察との交渉がまとまらない場合や、飽くまでも、無罪を争うことを検討している場合、公判審理を前提とした準備に入っていきます。この公判前の準備手続では、お互いの主張や証拠を相手に開示したり、公判審理で誰を証人として呼ぶかなどを協議したりしていきます。この段階でも、検察側との交渉は可能です。時には、検察側から開示された証拠を見て、無罪を争うのは難しいと

の結論に至り、有罪答弁をする、ということもあります。ただし、この段階で検察側が開示する証拠は、必ずしも十分ではありません。例えば、被害者や目撃者の供述調書は、開示する義務はないため、開示されないことも多くあります。検察側から開示された証拠が少なく、開示された証拠を見る限り勝ち目がある、と思っていても、公判で決定的な証拠を突きつけられることもあり得るので、慎重な検討が必要です。

⑦ 公判審理+判決 → 量刑審理+量刑宣告

こうした準備手続を経て、なお、無罪を争うという場合には、公判審理に入っていきます。なお、公判審理に入ってからでも有罪答弁をすることは可能です。現に、公判審理で決定的な証拠を突きつけられ、観念して有罪答弁をするというパターンも多くあります（あまりにもこのパターンが多いので、事前の証拠開示やベテラン裁判官の量刑アドバイスを聞くという刑事事件解決協議制度が導入されたという背景もあるようです。）。

公判審理では、まずは、検察側が立証をします。検察側証人の尋問とそれに合わせた検察側の証拠の取調べなどです。検察側立証が不十分で、とても犯罪の成立は認められないといった場合には、この段階で公訴棄却になりますが、そのようなことは、滅多にありません。検察側立証が終了すると、被告人側の反証のステージに進みます。まずは、被告人質問が先行し、その後、被告人側証人の尋問やそれに合わせた被告人側の証拠の取調べ等がなされていきます。その後、検察側が被告人側の反証に対する弾劾を行い、両者が最後の意見を述べて、審理は終了します。公判審理が終了すると、有罪・無罪の判決が下され、有罪判決の場合には、量刑に対する嘆願等の量刑審理を経て、量刑が決まる、という流れです。

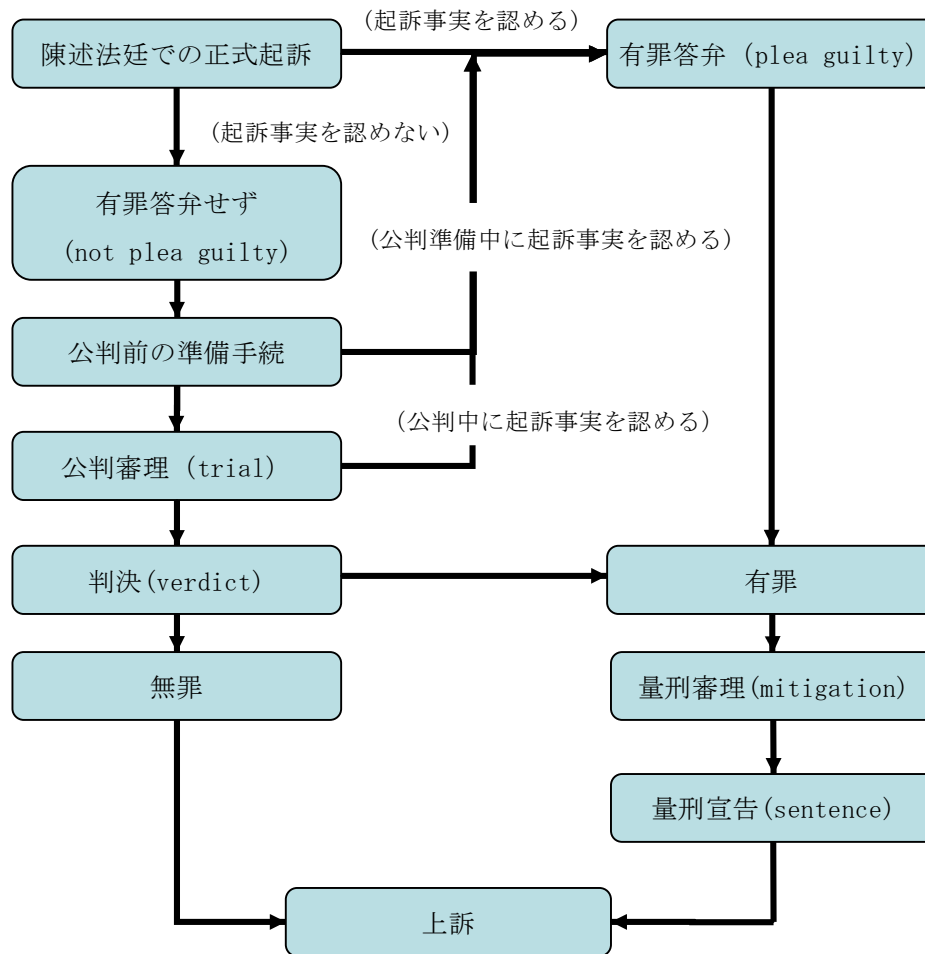
一審の判決に不服がある場合には上訴ができますが、三審制の日本と違い、シンガポールは二審制なので、上訴の機会は1回のみです。また、刑が重過ぎるといって被告人のみが上訴した場合でも、上訴審でより刑が重くなることもあり得ます。刑を軽くしようとして上訴したつもりがかえって重くなった、という悲しい事態にならないよう、上訴する場合には慎重な検討が必要です。

Q8 シンガポールの裁判手続の流れを説明してください。

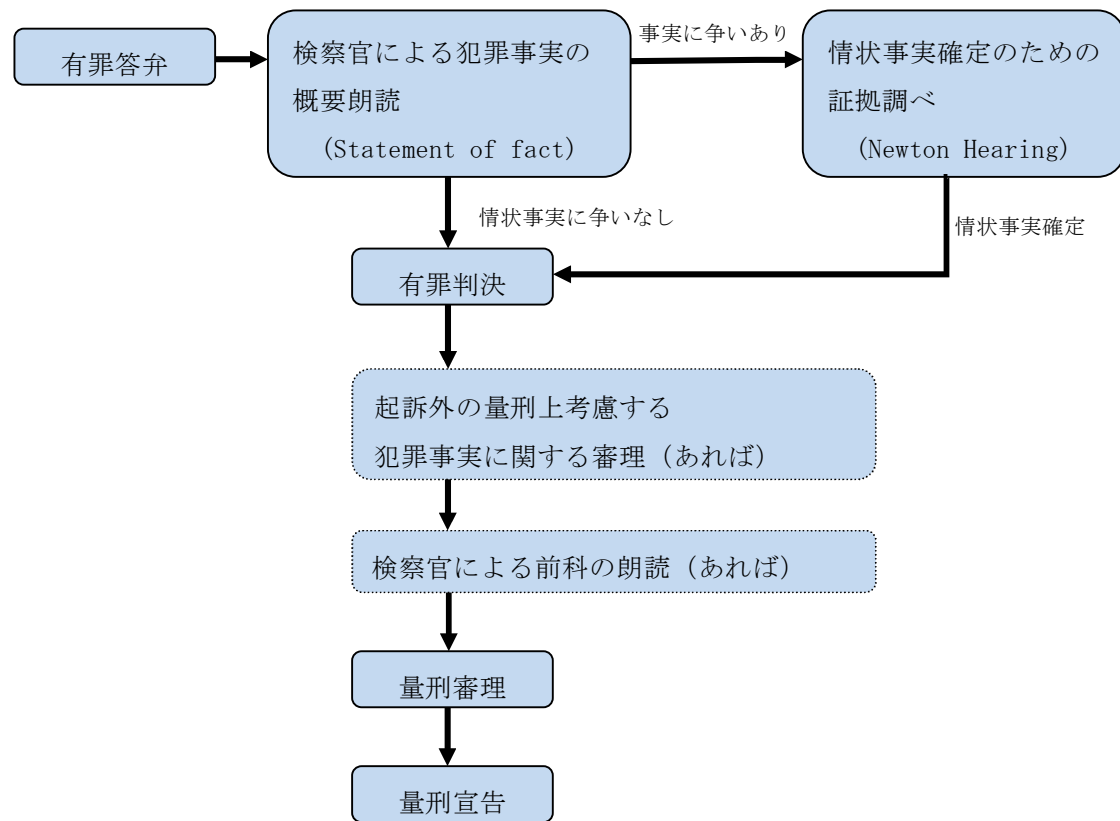
A 図のように、陳述法廷や有罪答弁等が日本との大きな違いです。

[解説]

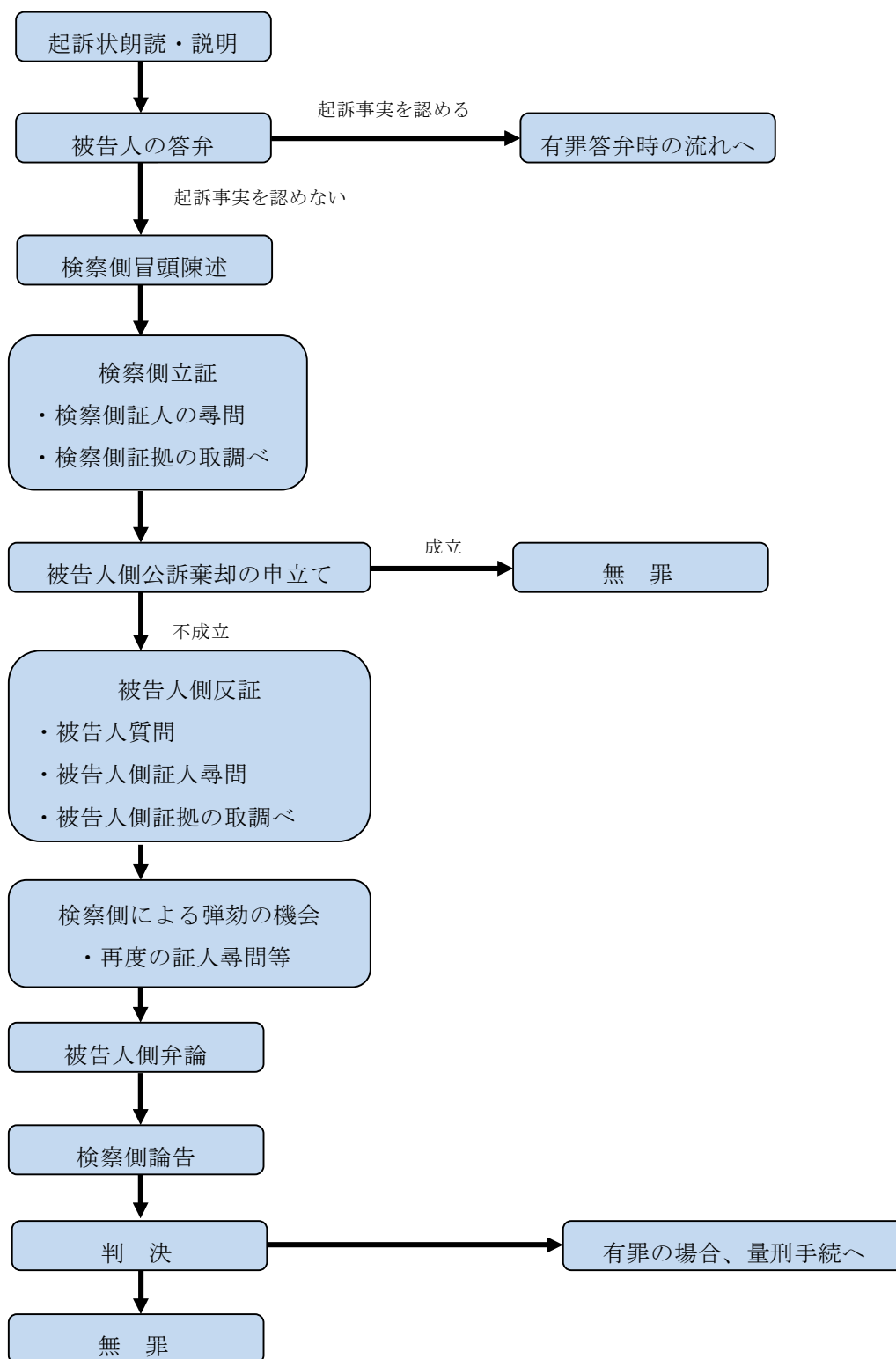
<裁判手続の概要図>



<有罪答弁時の概要図>



<公判審理時の概要図>



Q9 保釈について説明してください。どのような特徴があるのでしょうか。

A 保釈とは、逮捕された被疑者・被告人が、一定の条件のもと、身柄拘束を解かれることです。

逮捕直後からの保釈が可能な点、逮捕が比較的簡単になされる分、保釈が広く行われている点が特徴といえるでしょう。

【解説】

逮捕・勾留中には保釈が認められず、起訴後に裁判所が保釈を判断する日本とは異なり、シンガポールでは、逮捕直後から警察の判断による保釈（警察保釈）が可能です（なお、日本でも、逮捕後、身柄拘束の必要性がなくなった場合には釈放されます。）。もちろん、その後に裁判所が保釈を決定する場合があります。

保釈が認められるか否かで重要になってくるのが罪名です。比較的軽微な犯罪であれば、保釈は権利として認められ、保釈条件さえ満たせば、必ず保釈しなくてはならないとされています。他方、重大犯罪については、裁判官が裁量で保釈するかどうかを決めることになります（特に重大な犯罪は、裁判官の裁量によっても保釈は認められません。）

また、保釈が認められた場合でも、保釈の条件を満たさなくては釈放されません。

指定された日時に指定された場所に出頭するという条件のほか、事案に応じて、さまざまな条件が付けられます（付加的な条件が付けられないこともあります。）。一般的には、決められた保証金を支払ってくれる保釈保証人を要求されることが多いようです。

保釈保証人は、被疑者・被告人のために保釈保証金を用意し、被疑者・被告人を決められた日時に警察なり裁判所なりに出頭させなくてはなりません。万が一、被疑者・被告人が逃亡してしまった場合には、保釈保証金の保証金は、原則として、没収されることになるので、被疑者・被告人のためにそれだけのリスクを負ってくれる保釈保証人を探すのは、必ずしも容易ではありません。

また、被疑者・被告人が外国人の場合、一般に、シンガポール人よりも逃亡のおそれが高いことから、保釈保証金が高額になる傾向があります。また、外国人の保釈保証人が認められることはまずないので、シンガポール国籍の保釈保証人を確保する必要があります。さらに、保釈中の被疑者・被告人は、パスポートを警察等に提出するよう求められることが多くあります。特別に一時帰国が認められる場合もありますが、一般的には、刑事手続が終了するまでの間、数カ月から長いと年単位で、仕事もできず、安いホテルに泊まりながら、ひたすらシンガポールに留め置かれる…ということもあります。

Q10 シンガポールで突然逮捕されました。どうすればいいですか。

A 「Japanese Embassy!」と言って領事との面会を要求しましょう。

[解説]

万が一、逮捕されてしまった場合には、在シンガポール日本国大使館の領事(Consul)と面会したい旨、警察官(検察官や裁判官、拘置所職員でも)に伝えましょう。シンガポールでも、逮捕者が外国人の場合には、逮捕者が希望すれば、領事官と面会させるという「領事関係に関するウィーン条約」上の権利を尊重しており、領事との面会を希望すれば、速やかに面会できるよう、手配されることが多いようです。ただし、警察官等が積極的に、領事との面会を希望するかと聞いてこない場合もありますが、そのような場合でも、自分から領事と面会したいと、積極的に、面会が実現するまで何度でも、伝えてください。

領事は、要請があれば大使館から出向き、逮捕者と面会した上で、邦人保護の観点から、弁護人の紹介や正当な権利や法的措置の確保といった手配等、必要なサポートをしてくれます。

シンガポールには、シンガポールの弁護士資格を持つ日本人もいますし、シンガポールの弁護士資格は有していないものの、多くの日本人弁護士もいます。シンガポール法の弁護士資格を有していないと、直接、弁護人になることはできませんが、シンガポール法の弁護士と協働して、サポートすることも可能です。シンガポールの刑事手続は、有罪答弁を始め、戦略的な面が多く、検察との交渉等が重要になってきますし、刑事事件に関するマスコミ報道も盛んなので、できるだけ早い段階で、弁護人を選任することをお勧めします。

また、取調べの際には、仮に英語に自信がある場合でも、法律用語や微妙なニュアンス等の正確な理解が重要になってくるので、必ず通訳人を要求し、英語のみならず、日本語でも、しっかりと理解することが重要です。

取調べに先立って、弁護人を選任し、そのアドバイスを受けながら、取調べに臨むのが理想ですが、弁護人のアドバイスが受けられない場合でも、しっかりと納得し、事実や記憶に反することがないかを何度も確認した上でなければ、供述調書にサインをすることは避け、きちんと訂正してもらいましょう。嘘を述べることは避けるべきですが、曖昧な記憶で答えることはやめましょう。

領事との面会の希望や通訳人の希望は、警察官から尋ねられない場合もありますから、遠慮することなく、自分から、積極的に、何度でも伝えてください。

なお、弁護人や家族との面会は、身柄拘束中で捜査が継続している場合には、認められない場合が多いのが実情です。しかし、事案によっては認められる場合もあり得ますから、希望がある場合には、しっかりと意思表示するようお勧めします。

第2部 シンガポールの刑事手続解説

第1章 シンガポールの刑法と刑事訴訟法

I シンガポールの刑法

犯罪と刑罰に関する法律全般を広い意味の刑法という。このうち、基本的な犯罪と刑罰を規定した法律を狭い意味の刑法とよび、シンガポールでは、511条から成る刑法典 (Penal Code, Cap. 224) がこれにあたる。広い意味の刑法には、Miscellaneous Offences (Public Order and Nuisance) Act (Cap. 184)、Immigration Act (Cap. 133)、Misuse of Drugs Act (Cap. 185) 等の多くの法律が含まれる。

シンガポールの刑法及び刑事訴訟法の制定経緯を説明する上で、まずシンガポールの歴史を簡単に述べる。

[シンガポールの歴史の概要]

現在の経済的に発展したシンガポールにつながる歴史は、1819年にスタンフォード・ラッフル卿がジョホールと友好同盟条約を締結し、ここに貿易拠点を設置したことに始まる。1824年、英国とオランダとの条約のもと、シンガポールはイギリスに割譲され、ついでシンガポール、ペナン、マラッカ、ラブアンで構成する海峡植民地が設立され、東インド会社が統治することになった。1826年、海峡植民地の管理はインドにあるベンガル総督府に移管された。その後、1866年の海峡植民地法にもとづきロンドンの植民地省がシンガポールを直接管理することになった。この直接管理は第2次世界大戦中の日本軍の占領時まで続いた。

日本軍占領の終了後、海峡植民地は英国軍の管理下におかれ、1946年に解散した。

この年、マラッカとペナンはマラヤ連合に併合されたが、シンガポールは「コロニー・オブ・シンガポール」と呼ばれ、英国直轄植民地となった。1959年、シンガポールは自治州となり、1963年9月にはマレーシアの一部となった。その後1965年にマレーシアから分離独立して、独立主権共和国となった。

[シンガポールの刑法典 (Penal Code, Cap. 224) の源]

シンガポールの刑法典の原点は、1871年に海峡植民地立法協議会で承認され、1872年に施行された海峡植民地刑法典にある。海峡植民地刑法典がシンガポールの刑法典となったのは、シンガポールが1946年に英国直轄植民地になった時のことであった。この刑法典はその後、何度も修正が加えられたものの、主要規定はもとのまま残っている。

海峡植民地刑法典は、イギリスの歴史家・政治家であるトーマス・マコーレー卿

が委員長を務めたインド法律委員会の草案によるインドの刑法典（1860年）をもとにしたものである。インドの刑法典は、イギリスの刑法が混乱の極みにあった頃に制定された。マコーレー卿はこの法典の起草にあたり、単にイギリスでのその時代の慣用法や規則をまとめるだけでなく、あらゆる犯罪及び違法阻却事由を網羅する包括的な法典とすることを目指した。

つまり、シンガポールの刑法典の原典は、イギリスの刑法を採用して法典として編纂したものではないものの、イギリスの刑法にその源があり、イギリスの刑法の法原則や概念は、関連性がある限り、今日でもシンガポールの刑法典その他の刑法条文を解釈する上で説得力のある権威とされる。

II シンガポールの刑事訴訟法

刑事訴訟法とは、犯罪事実を認定し、刑罰を科すための手続法をいう。シンガポールには429条から成る刑事訴訟法典（Criminal Procedure Code, Cap. 68。以下、CPCと略す。）がある。

[シンガポールの刑事訴訟法の源]

シンガポール刑事訴訟法はインド刑事訴訟法をもとにして制定された。しかし、インドの裁判所の判決や決定がシンガポールの裁判に対する拘束力をもつことはなく、インドのものと同文の条文の規定の解釈に関連する場合のみ、最大の敬意が払われる程度である。

刑事訴訟法の条文がコモンローの原則を成文化している場合には、コモンローの解釈を取り入れたイギリスの裁判所、及びその他の英連邦諸国の裁判所の裁判がシンガポール刑事訴訟法の解釈及び適用に関して今日も参考にされている。

[2010年刑事訴訟法全面改正]

刑事訴訟法は、これまでも改正を繰り返してきたが、2010年に全面改正となり、ほぼすべての条文が書き換えられた。同改正により、公判前の証拠開示手続や社会内処遇命令等の新たな制度が導入されたほか、裁判所の管轄、警察の捜査権限、保釈、示談、裁判手続、上訴手続に関する規定等、全体にわたって、ほぼ網羅的に改正がなされた。

2011年1月2日以後に正式起訴された被告人に対しては、新刑事訴訟法（CPC2010などと略される。）が適用される。

本稿は、特段の断りがない限り、2010年改正の新刑事訴訟法に基づいて記載している。

第2章 裁判所の構成と刑事管轄

I 裁判所の構成

シンガポール憲法93条により、司法権限は最高裁判所 (The Supreme Court of Singapore) 及び下級裁判所 (The Subordinate Courts of Singapore) に付与されており、シンガポールの裁判所は最高裁判所に属する裁判所と下級裁判所に属する裁判所に2分される。裁判は第一審と上訴審の二審制である。

[最高裁判所 The Supreme Court of Singapore]

最高裁判所は上訴法廷 (Court of Appeal) と高等法廷 (High Court) からなり、いずれも民事・刑事ともに扱う。

[下級裁判所 The Subordinate Courts of Singapore]

シンガポールの下級裁判所は、民事、刑事事件を扱う地区法廷 (District Court) と治安裁判官法廷 (Magistrates' Court) の他、刑事関連の専門法廷には、検死官法廷 (Coroner's Court)、少年法廷 (Juvenile Court)、交通法廷 (Traffic Court)、陳述法廷 (Mentions Court)、判決宣告法廷 (Sentencing Court)、選別法廷 (Filter Court) がある。

II 最高裁判所の刑事管轄

[高等法廷 High Court]

高等法廷は、一定の重大犯罪に対する第一審裁判所であるとともに、地区法廷と治安裁判官法廷に対する第二審裁判所でもある。

高等法廷は、シンガポール国内で発生したすべての犯罪の他、国外での犯罪についても一定の状況で発生したものにつき、管轄権がある。しかし、実際は、高等法廷が第一審として受理する刑事事件は死刑又は10年を超える禁錮刑が定められた重大犯罪のみである。

また、高等法廷は、地区法廷等が決定を留保し、移送してきた特殊な事案について、法律上の重要な問題を決定する権限がある。

高等法廷は、最高裁判所長官でもある首席裁判官と若干名の高等法廷裁判官が在籍する。特別の定めがない限り、高等法廷における手続は、単独の裁判官が担当する。

[上訴法廷 Court of Appeal]

上訴法廷は、シンガポールにおける最終的な上訴の法廷であり、高等法廷が第一審裁判所として下した判断に対する上訴審である。さらに、高等法廷が決定を留保

し、移送してきた特殊な事案について、法律上の重要な問題について決定することもある。この他に、下級裁判所から高等法廷に上訴された事案を高等法廷が決定を留保して上訴法廷に移送し、上訴法廷において、社会の利益保護に重要な意義を有する法律の解釈について決定することもある。

上訴法廷には、最高裁判所長官でもある首席裁判官と若干名の上訴法廷裁判官が在籍する。通常は、3名の裁判官が合議体を構成するが、2名の裁判官で合議体を構成することや、5名以上の奇数名の裁判官により合議体が構成されることもある。

III 下級裁判所の管轄

下級裁判所は、第一審の管轄のみを有する。下級裁判所には、28の地区法廷と4の治安裁判官法廷のほか、検死官法廷、少年法廷等がある。下級裁判所に属する各法廷の管轄権は次のとおりである。

[地区法廷 District Court]

地区法廷が審理することができるのは、原則として、法定刑が10年以下の禁錮刑又は罰金刑のみが定められている罪である¹。しかし、上記以上の法定刑が定められている罪であっても、一定の場合には、地区法廷において審理することが可能である²。

受理に関する管轄とは別に宣告できる刑にも一定の制限があり、地区法廷が下すことができる刑は、下記のうちのいずれかである³。

- ① 10年以下の禁錮刑。
- ② 30,000ドル以下の罰金刑。
- ③ 12打以下の鞭打ち刑。
- ④ 以上のうちのいくつかの合法的な組合せ。

そのほか、一定の基準を満たした場合、上記の刑に加えて、又は、それに替えて、矯正教育処分、更生教育処分、予防拘禁、社会内処遇命令（強制治療命令、報告命令、社会活動命令、社会奉仕命令、短期拘禁命令）を命じることができる。また、保護観察法に基づき、保護観察命令、条件付釈放、無条件釈放を宣告することも可能である上、没収や資格はく奪等を宣告することも可能である。

また、地区法廷は、治安裁判官法廷と同様に、搜索差押令状の発布や証人の召喚

¹ CPC8(1)。以下、条文については、単にCPC8(1)などと表記する。

² CPC9(3)。具体的には、①刑法犯では、CPC別表1（First Schedule）第7列（7th column）において、地区法廷で審理できるとされている罪、②刑法犯以外では、各法律において地区法廷で審理できるとされている罪及び③検察官が地区法廷での審理を申請し、被告人もそれに同意した場合などである。

³ CPC303(2)

等の令状発布権限を持つ。

[治安裁判官法廷 Magistrates' Court]

治安裁判官法廷が審理することができるのは、原則として、法定刑が5年以下の禁錮刑又は罰金刑のみが定められている罪である⁴。しかし、これにも一定の例外が定められており、5年を超える禁錮刑が定められている場合でも、治安裁判官法廷で審理されることもある⁵。

そのほか、搜索差押令状の発布、証人の召喚等の令状発布も行う。

治安裁判官法廷が下すことができる判決は、下記のうちのいずれかである。

- ① 3年以下の禁錮刑。
- ② 10,000 ドル以下の罰金刑。
- ③ 6打以下の鞭打ち刑。
- ④ 以上のうちのいくつかの合法的な組合せ。

以上のほか、一定の場合、矯正教育処分や社会内処遇命令、保護観察命令、条件付釈放、無条件釈放を命じることもできる⁶。

[検死官法廷 Coroner's Court]

シンガポールでは、シンガポール国内での死亡に関し、警察への広範な報告義務が課せられている。例えば、死者が身元不明者の場合、不自然死、暴行による死、事故死、収監中の死、危険業務従事中の死、公共交通機関に関わる死、シンガポール登録の航空機内での死等は、「報告すべき死 (reportable death)」とされ、警察に報告しなくてはならない。自殺や医療過誤が疑われる場合はもちろん、一見すると事件性のない死と思われる場合であっても、死に至る経緯が不明な場合は、警察に報告する必要がある。なお、報告義務違反に対しては、刑事罰が定められている⁷。

報告を受けた警察は、当該死亡に関する捜査を開始するとともに、検死官に報告をするなどの必要な手続をとる⁸。

検死官は、自然死が明らかになった場合等を除き、その死因や死亡に関する状況等を明らかにするため、検死官法廷で審理を行う⁹。検死官法廷では、下級裁判所裁判官である検視官が、警察の補佐のもと、審理を行う。

検死官法廷では、捜査官による証拠の提出や事件担当の捜査官の尋問、その他、

⁴ CPC7

⁵ CPC9(1), (2)

⁶ CPC309(2)

⁷ Coroners Act 5, 別紙2

⁸ Coroners Act 10, 11

⁹ Coroners Act 25, 27, 31

死に関連していると疑われる者の尋問等が行われる。尋問に当たっては、後に刑事事件の被告人となる可能性のある者等、利害関係のある者や検死官の許可を得た者は、自ら又は弁護人を通じて、尋問することができる。また、これらの者は、死体検案報告書を作成した医師等に対する尋問を希望する場合には、検死官にその旨求めることができる¹⁰。

検死官法廷での手続が終了すると、検死官は、審理の結果として、①死者を特定する事項及び②その死がいつ、どこで、どのように起きたのかについて、記録する¹¹。具体的には、「自殺」、「事故死」、「死因不明」等であり、民事・刑事上の責任については言及しない。検死官法廷における検死の結果は、提出された証拠や供述調書等とともに、検察官に報告される¹²。

なお、検死官法廷における検死の結果は、その後の民事・刑事裁判において、反証不可能な結論ではなく、後の裁判において争うことは可能である。

[交通法廷及び夜間交通法廷 Traffic Court Night Traffic Court]

交通犯罪を扱う。日中開廷する交通法廷（21号法廷）と夜間開廷する夜間交通法廷（25N法廷）とがある。日中仕事等で出廷が難しい被告人の場合等は、夜間交通法廷で午後6時以降の審理を受けることができる。

[陳述法廷 Mentions Court]

陳述法廷は、起訴手続、勾留延長、保釈、期日延期、罪状認否手続等を行う法廷であり、いわば、裁判の前裁きを行う法廷である¹³。逮捕された被疑者又は召喚状により召喚された被疑者が最初に出頭する法廷でもあり、ここで起訴状が朗読されて正式に起訴され、被告人となる¹⁴。

手続の詳細は後述するが、陳述法廷では、起訴状の朗読による正式起訴に続き、検察側の捜査が終了し、準備が整っていれば、裁判所は、被告人に罪状認否（有罪答弁をするか否か）を求める¹⁵。その際、被告人が有罪答弁をせず、無罪である旨を主張して公判審理を求めた場合には、事件は、公判審理に備え、公判前の準備手続に回される。

他方、捜査が未了であれば、検察側は、勾留延長を求めることもできるが、保釈

¹⁰ Coroners Act 35

¹¹ Coroners Act 27(3)

¹² Coroners Act 43

¹³ 刑事裁判の法廷は、上記の前裁きの手続を行う「陳述法廷(Mention Court)」と、証人尋問等の証拠調べを行い、事件を審理する「審理法廷(Hearing Court)」とに大別される。この区別は、刑事訴訟法上ではなく、行政的な区別である。

¹⁴ CPC68(1), 158

¹⁵ CPC230(b)(c)

される場合もある¹⁶。また、捜査が終了し、検察側の準備が整っていても、被告人側が弁護人の選任を希望する場合や弁護人が検察側に上申書を提出するなどして事前の弁護活動を予定している場合等、被告人側が答弁をせずに期日の延期を求めることもできる。

陳述法廷は、26号法廷（地区裁判官逮捕事件等を担当）、23号法廷（治安裁判官逮捕事件等を担当）、21号法廷（重大な交通事件を担当。日中開廷）、25N法廷（軽微な交通事件を担当。夜間開廷）、26N法廷（軽微な行政罰事件を担当。夜間開廷）の5つである。

[保釈法廷 Bail Court]

当事者間に意見の対立があるなど、複雑な保釈に関する判断を担当する。2007年より設けられた。

[審理法廷・公判準備法廷 Hearing Court, Centralized CCDC・PTC Court]

審理法廷は、被告人が有罪答弁をせず、公判審理を行うことになった事件の審理を担当する。

公判準備法廷は、公判前の準備手続や期日管理等を行う。17号法廷で行われる。

[コミュニティ法廷 Community Court]

コミュニティ法廷は、一般の法廷よりも問題解決的アプローチを行い、刑事事件となった紛争の円満な解決を図ることを主な目的とした法廷である。一般的には、16歳から18歳までの比較的若い被告人の事案（なお、少年法廷は16歳未満を扱う。）や自殺未遂事案、家庭内暴力事案、動物虐待事案、万引き事案等である。20号法廷で行われる。

[少年法廷 Juvenile Court]

少年法廷は、16歳未満の少年を裁く。詳細は後述。

¹⁶ CPC238

第3章 捜査

I 捜査の開始

[捜査権限]

捜査機関における捜査官で、法律にもとづいて捜査権限を付与された者が、犯罪の嫌疑をめぐる状況を検査する。シンガポールの主な捜査機関は、警察のほか、汚職調査局（Corrupt Practices Investigation Bureau。首相直轄の汚職専門の捜査機関。）、中央麻薬局（Central Narcotics Bureau。薬物犯罪の捜査を行う。）、国内治安局（Internal Security Department。テロリズム、共産主義過激派、民族主義過激派等公安捜査を行う。）、移民検問庁（Immigration & Checkpoints Authority。入国管理、不法滞在者に関する違反を検査。）、シンガポール税関（Singapore Customs。密輸事件や税関法違反事件を検査。）、内国歳入庁（Inland Revenue Authority。所得税法違反事件を検査。）、人材開発省（Ministry of Manpower MOMと略される。労働災害事故事案や不法就労事案などを捜査。）、国家環境庁（National Environment Agency NEAと略される。環境公衆衛生法違反の捜査。）等がある。

[捜査の開始]

警察等の捜査機関は、犯罪の端緒を得れば、直ちに捜査を開始することができるが、多くの場合、被害者や目撃者等からの情報により、捜査が開始される。

犯罪に関する被害者等からの第一報は、第一報告書（First Information Report。FIRと略される。）といわれる報告書にまとめられる。これは、被害届に類するものであり、FIRがなくとも捜査は開始できるが、実質的には、FIRが受理されてから本格的に捜査が開始されることが一般的である。

FIRは、捜査の端緒となる重要な書類であり、かつ、後日、被告人も入手できる書類であるため¹⁷、その後の公判審理において、FIRに記載されている被害者の申立てと法廷での証言に食い違いが生じた場合等は、被害者の証言の信用性が低くなるおそれもあるので、FIRの記載内容も正確を期する必要がある。

[無令状逮捕犯罪と令状逮捕犯罪]

犯罪捜査に対する警察の対応は、無令状逮捕犯罪（arrestable offence）か令状逮捕犯罪（non-arrestable offence）かによって異なる。

無令状逮捕犯罪とは、警察官が無令状で逮捕できる犯罪のことであり、令状逮捕犯罪とは、警察官が裁判官発布の逮捕令状なしでは逮捕できない犯罪のことで

¹⁷ Anthony Gomez v Ketua Police Daerah Kuantan(1977) 2 MLJ 24

ある¹⁸。

無令状逮捕犯罪か令状逮捕犯罪かは、刑事訴訟法別表1第3列において、刑法犯については、犯罪ごとに無令状逮捕犯罪か令状逮捕犯罪かの区分けがなされている。刑法犯以外の犯罪については、特別の定めがない限り、法定刑が禁錮3年未満の罪のみが令状逮捕犯罪とされている。

一般的に、重要犯罪は無令状逮捕犯罪とされているが、無令状逮捕犯罪の範疇は、相当に広い。例えば、殺人罪、強盗罪、強姦罪、詐欺罪、背任罪等はもちろん、強制わいせつ罪、万引きを含む窃盗罪、脅迫罪、住居侵入罪、重傷害罪、自殺未遂罪等である。

他方、令状逮捕犯罪は、単純器物損壊、単純傷害罪、単純墮胎罪、侮辱罪等、ごく軽微な犯罪である。

[無令状逮捕犯罪・令状逮捕犯罪に対する警察の対応]

FIR等の捜査の端緒を得た警察は、初動捜査により、当該犯罪が無令状逮捕犯罪に当たるか、令状逮捕犯罪に当たるかを判断する。

無令状逮捕犯罪に該当する場合、警察は、無令状で被疑者を逮捕できるほか、広範な強制捜査権限を行使することができる。具体的には、事件関係者の出頭命令権限と取調べ権限¹⁹、無令状捜索²⁰やコンピューターへのアクセス、裁判所への出頭命令²¹等である。無令状逮捕犯罪に対しては、警察は、広範な強制捜査の権限を行使して積極的に捜査を行うことができる。

他方、令状逮捕犯罪に該当する場合は、①警察がそのまま捜査を続ける、②被害者が治安裁判官に告訴する、③警察がコミュニティ調停センター（Community Mediation Centre）に通告するなどの対応を取ることになる²²。

また、警察は、令状逮捕犯罪を捜査する場合、事件関係者の出頭命令や無令状

¹⁸ CPC2(1)。なお、2010年改正前は、arrestable offenceのことはseizable offenceと、non-arrestable offenceのことはnon-seizable offenceとされていた。基本的には呼称の変更である。

¹⁹ CPC21(警察は、事件関係者を事情聴取のため呼出す権限が認められている。警察の出頭命令に応じなければ、警察の求めに応じ、治安裁判官が出頭令状を出すことも可能である。)、CPC22(警察は、起訴の前後を問わず、また、その事件関係者が当該事件の関係で証人として呼ばれているか否かに関わらず、取調べをすることができる。取調べに対しては、自らが刑事訴追されるおそれがある場合を除いては、真実を供述する義務が課せられる。)

²⁰ CPC34(警察は、無令状逮捕犯罪については、捜査に必要な証拠物が提出命令（CPC20）によって提出されないと考える合理的理由がある場合等には、無令状での捜索が認められている。)

²¹ CPC111

²² CPC16(1)

搜索等の強制捜査を行うには、検察官か治安裁判官の命令を得る必要があり、その命令なくして、強制捜査を行うことはできない（命令を得れば、無令状逮捕犯罪と同様の強制捜査が可能となる。）²³。

しかし、一般的には、令状捜査犯罪については、警察は、被害者に対し、治安裁判官に対する告訴を行うよう促し、後述の私起訴の手続を取るよう助言することが多い。

II 逮 捕

[逮捕の種類]

逮捕には、無令状逮捕、令状逮捕、私人逮捕の3種類がある。

[警察官による無令状逮捕]

警察が無令状で逮捕できる場合は次の場合である²⁴。

- ① その者が無令状逮捕犯罪に関わった嫌疑がある場合²⁵。
- ② その者が、正当な理由なしに押込み強盗に使うことができる道具を携行している場合。
- ③ その者が指名手配されている場合。
- ④ その者が盗品又は詐取品と疑われるものを所持しており、当該品を手に入れるために犯罪を犯したと合理的に疑われる場合。
- ⑤ その者が警察官の職務執行を妨害した場合。あるいは、警察による合法的な身柄拘束から逃れた又は逃れようとした場合。
- ⑥ その者がシンガポール軍又はシンガポール警察から逃亡したと合理的に疑われる場合。
- ⑦ その者が意図的に姿を隠し、無令状逮捕犯罪を犯そうとしている嫌疑がある場合。
- ⑧ その者がはっきりとした生計手段をもっていない場合。あるいは、自分自身について十分な説明ができない場合。
- ⑨ その者が、強盗、押込み強盗、窃盗、盗品譲受け又はゆすりの常習犯として知られている場合。
- ⑩ その者が警察官の現前で平和を乱す行為を行なった場合。
- ⑪ その者が無令状逮捕犯罪を計画しており、逮捕しなくては当該犯罪を防げ

²³ CPC16(2)(3)

²⁴ CPC64

²⁵ その者が無令状逮捕犯罪に関わっている場合、無令状犯罪に関わっていると合理的に疑われる場合又はその者が無令状逮捕犯罪に関わっているとの合理的な被害申告か信用できる情報が寄せられている場合とされている。

ないことが警察官に明らかである場合。

⑫ その者が警察監視のもとにありながら、法律に従わなかった場合。

⑬ 法律で定められた拘置を破った場合。

また、警察官は、令状逮捕犯罪であっても、その者が令状逮捕犯罪の被疑者である場合、若しくは、その令状逮捕犯罪が警察官の現前で犯行が行われた場合であって、その者が氏名及び住所を明らかにするのを拒否した場合、明らかにした住所が海外の住所であった場合又は明らかにした住所が虚偽と疑われる場合には、無令状で逮捕することができる。

[令状逮捕]

令状逮捕犯罪の被疑者を逮捕するには、事前に裁判官が発した逮捕状を得ておく必要がある。逮捕令状には、裁判所の印と裁判官のサインが記され、一度発布された令状は、逮捕が執行されるか裁判所が取消すまで有効とされる²⁶。

[私人・被害者による逮捕]

一般私人による逮捕も、現行犯逮捕の場合と指名手配犯逮捕の場合に限り、認められており²⁷、この場合、無令状逮捕犯罪か令状逮捕犯罪かは問わず、逮捕が可能である。逮捕した私人は、速やかに、警察官に引き渡すか警察署に連行しなくてはならない。

また、被疑者の氏名・住所が不明な場合、住所が海外である場合等、一定の場合に、被害者や雇用主等による身柄確保（apprehend）が認められている²⁸。

[逮捕の方法]

被疑者が逮捕に従わない場合には、その者を取り押さえるなど、必要な有形力を行使することが認められる²⁹。逮捕に際し、逮捕された人物は担当警察官に身分証明書（Police Warrant Card）の提示を求めることができる。また、逮捕理由を知することは憲法で保証された権利であり、警察官は、逮捕した被害者に対し、逮捕理由を告知することとされている³⁰。

²⁶ CPC71

²⁷ CPC66(1) (2)

²⁸ CPC66(6)

²⁹ CPC75

³⁰ The Constitution 9(3) ただし、逮捕理由の詳細は告知する必要はないとされている（Chong Kim Loy v Timbalan Menteri Dalam Negeri[1989]3 MLJ121）。また、逮捕から数時間経過したのちの告知についても、問題はないとした判例もある（Aminah v Superintendent of Prisons[1968]）。

[違法な逮捕の効果]

逮捕手続に何らかの違法があった場合でも、被疑者に対する刑事責任については、原則として、何ら影響を及ぼさない。違法逮捕された被疑者の救済は、行政に対する民事手続を通じて行われるにすぎない。

[刑法（暫定条項）に基づく逮捕]

シンガポールには、公共の秩序維持やストライキの防止等を目的とした「刑法（暫定条項）（The Criminal Law(Temporary Provisions) Act）」という特殊な法律がある。これは、公共の秩序維持等といった目的のため、通常の刑事手続とは異なる特殊な手続が定められており、捜査機関により一層の強大な権限が与えられている。

同法にもとづき、警察官は、公共の安全、社会の平和、秩序維持のためにその者を逮捕すべき理由があると判断した場合は、取調べ目的でその人物を無令状で逮捕・勾留できるとされている³¹。この場合、身柄を拘束できる期間は、原則として24時間以内だが、一定の条件を満たす場合には、48時間以内となる。さらに、捜査のため必要がある場合、一定の条件のもと、14日間以内まで身柄を拘束することができる。

III 勾 留

[逮捕後の勾留]

逮捕された被疑者は、身体の搜索を受けた後、警察署に連行されて取調べを受ける。警察署では、被疑者は、所持品の全てを提出するよう命じられる。警察はそれらの物品の一覧表を作成し本人の確認を得た後、被疑者に一覧表のコピーを渡し、保管する。

被疑者の勾留期限は、無令状逮捕の場合は、逮捕の時点から最長48時間である³²。48時間を過ぎる場合には、①無条件で釈放（犯罪の嫌疑がない場合）、②警察による保釈（指定の日時に指定の場所に出頭し、引き続き捜査に協力するよう条件を付けることが通常。）、③治安裁判官（23号法廷か26号法廷）のもとへの出頭、のいずれかになる。

令状による逮捕の場合には、警察官は、逮捕した被疑者を不必要な遅延なく（unnecessary delay）、定められた裁判所のもとに出頭させなくてはならない³³。

³¹ Criminal Law(Temporary Provisions)Act 44

³² 憲法9, CPC68(2)

³³ CPC74。「不必要な遅延」については、金曜日の午前10時に逮捕され、午後4時に被疑者を裁判所に連行することとしたが、裁判所が閉まっており、結局、裁判所が開く月曜日の

治安裁判官のもとで正式起訴された場合、裁判官による保釈がなされるか、さらなる捜査が必要な場合には、勾留の延長が請求され、認められれば、勾留が延長されることになる。なお、1回の勾留延長請求は8日未満とされているが³⁴、さらに、再度の勾留延長が認められることもある。しかし、複雑な事件でない限りは、三度の勾留延長が認められることは少ないようである。

〔弁護人の選任権〕

シンガポール憲法第9条第3項は、被疑者に、逮捕後、弁護人に相談し弁護を受ける権利を保障している³⁵。裁判所も「逮捕された者は、逮捕後合理的期間内に弁護人を選任する権利を有する。」とするが³⁶、その一方「被疑者の権利という要請と速やかに逮捕して証拠を収集し社会を守るという要請とのバランスを図る必要がある。」としており、必ずしも速やかに弁護人選任権を行使することができるとは限らない。実際、逮捕後2週間にわたり、弁護人の選任が認められず、その間に供述調書が作成された事案についても「合理的期間」とされた事案もある³⁷。また、弁護人が選任された後であっても、捜査中の場合、警察は、捜査に支障があるとして、弁護人との接見を制限することも可能である。

さらに、警察には、被疑者に対し、弁護人選任権を告知する義務はない³⁸。

また、逮捕された被疑者が弁護人を選任するために家族等とコンタクトを取ることも被疑者の権利ではないとされている³⁹。実務的には、警察が家族等とコンタクトを取ることを許す場合も多いが、権利ではないため、捜査機関が、捜査に支障があると判断した場合には、拒否されることもあり得る。

逮捕された被疑者が外国人の場合、領事官通報は行われているが、供述調書を

午後2時に裁判所に連行したというケースで、週末、裁判所が閉まっていたことによる遅延は「必要な遅延」だが、そもそも、金曜日午前10時の逮捕から午後4時に連行を決めるまでの6時間の遅延は「不必要な遅延」を構成するした判例がある（Kuan Kwai Choi v Ak Zaidi bin PG Metali[1993]2 MLJ 207）

³⁴ CPC238(4)

³⁵ 外国人には憲法上の権利としてシンガポール国民と同等の保障がなされているわけではないが、実務上は、同等の扱いがなされているようである。

³⁶ Lee Mau Seng v Minister for Home Affairs(1971)

³⁷ Jasbir Singh & anor v PP[1994]SGCA46. また、被疑者が供述調書を作成する前に弁護人と接見するということは、法律上の要請ではないとして、19日間弁護人との接見が認められなかった事案についても、当該事案との関係では問題はないとした事案もある（Leong Siew Chor v PP[2006]SGCA38）。

³⁸ Rajeevan Edakalavan v Public Prosecutor(1998)

³⁹ Sun Hongyu v PP[2005]2SLR (R) 750

作成される前に領事官と接見する権利が確立されているかは判然としない⁴⁰。しかし、実務的には、家族又は領事官との面会が速やかに許可されることが一般的であるため、接見した家族や領事官のサポートを得て、弁護人を選任することができる場合が多い。

なお、弁護人を選任した場合でも、取調べに弁護人を同席させる権利は認められていない。

〔国選弁護制度と刑事事件援助制度〕

シンガポールでは、我が国に比べ、国の費用負担で弁護人を選任できる国選弁護人制度が充実していない。そのため、資力のない被告人の場合、弁護人を選任しないまま、手続が進んでいくケースが少なからず存在する。

国の費用負担により弁護人を選任できるのは、死刑事件についてのみである。これは、死刑事件法律援助制度（Legal Assistance Scheme for Capital Offences (LASCO)）といわれる制度であり、この制度の利用に当たっては、被告人の資力要件等はなく、一定の経験要件を満たした登録弁護士の中から、2名の弁護人が選任される。

他方、死刑事件以外の刑事事件に関しては、国選弁護制度はないため、自らの費用負担で私選弁護人を選任することになる。ただし、私選弁護人を依頼する経済的余裕がない場合には、The Law Society of Singaporeによる刑事事件援助制度

（Criminal Legal Aid Scheme (CLAS)）により、一定の要件を満たせば、自らの費用負担なく、ボランティア弁護士を弁護人として選任することができる。

その要件は、①被疑事実が刑法犯等一定の指定された法律違反の事実であること、②有罪答弁をせず、公判審理を求めていること（ただし、16歳以上18歳以下である場合か精神疾患に罹患している場合には、有罪答弁をしている場合でも可）、③裁判をするだけの経済力がないこと、の3点である。

したがって、被疑者に資力がなくとも、事実を認めて有罪答弁をした場合には②の要件を満たさず、弁護人を選任できないことになってしまうため、有罪答弁をせずに②の要件を満たす状態にしておき、弁護人の選任を得てアドバイスを受

⁴⁰ Nguyen Tuong Van v PP[2005]1SLR (R) 103。オーストラリア国籍の被告人がヘロインの密輸入で死刑判決となった事件であるが、逮捕から領事官との面会まで約20時間を要し、その間に供述調書が作成されたという事案で、判旨は必ずしも明確ではないが、20時間というインターバルは、領事関係に関するウィーン条約36条(1)に違反しないとの判断を示している。なお、シンガポールは、2005年、身柄拘束された被疑者・被告人と領事官との速やかな面会を定めている領事関係に関するウィーン条約に加盟しており、加盟した状況下でも同様の判断となるかは注視する必要がある。ただし、上記判例でも、「ウィーン条約に加盟はしていないが、国際法上の慣習として、同条約に従った対応をすべきである。」としているため、上記判断は加盟の有無とは直接関係しないとも解しうる。

けた上で、有罪答弁をするか否かを決めるといったことも行われているようである。CLASによる弁護人選任を得ようとする場合には、弁護人の選任を受ける前に不用意に有罪答弁をすることのないよう気をつける必要がある。

[弁護人との秘密保持特権]

弁護人と被疑者・被告人とのコミュニケーションに関しては、秘密保持特権 (legal privilege) が保障されており、被疑者・被告人の同意なくして、その内容が明らかにされることはない⁴¹。したがって、被疑者が弁護人に対し、罪を犯したことを打ち明けた上で無罪を争いたい旨を伝えたといった場合でも、その会話の秘密性は保護され、弁護人との契約が終了した場合でも、同様である⁴²。

なお、夫婦間の会話についても、秘密保持が認められている⁴³

[弁護人を依頼する利点]

被疑者・被告人は、弁護人を依頼することによって、自己の法的権利を法律の専門家により擁護してもらうという利益を得られる。裁判所も、弁護人を選任しなかった場合には、結果がより深刻なものになる可能性があるとして、弁護人の選任を積極的に勧めている。弁護人を選任することにより得られる利点としては、基本的には、日本の場合と同様であるが、シンガポールの刑事手続は、有罪答弁制度や検察との交渉を始め、より戦略的な面が多いほか、黙秘権行使の不利益利用やアリバイ主張の制限等、十分に理解していないと被疑者・被告人に不利益となるような特殊な制度もあることから、弁護人を選任する利点は大きいといえる。

[刑法（暫定条項）下の特別な勾留と警察監視の取決め]

刑法（暫定条項）により、所管大臣は、公共の安全、社会の平和、秩序維持のため必要があると認めた場合には、検察官の同意を得て、勾留又は警察監視を命じることができる。

その場合の勾留期限は、命令発布の日から最長12か月間であり、警察監視の場合には、発令の日から最長3年間である⁴⁴。

IV 警察での供述

⁴¹ Evidence Act 128 被疑者との打ち合わせ内容について証言を拒絶する、打ち合わせメモを開示しないといったことが可能である。

⁴² 新たな犯罪を持ちかけるといった会話には、秘密保持特権は適用されない。

⁴³ Evidence Act 124 ただし、夫婦の一方が他方への罪で刑事手続にかかっている場合は、秘密保持は認められない。

⁴⁴ Criminal Law(Temporary Provisions)Act 30

[警察署に証人を出頭させる権限]

無令状逮捕犯罪の場合には、警察は、事件関係者に対し、出頭命令を出して取調べに呼出すことができる⁴⁵。もし、事件関係者が警察の出頭命令に応じなかった場合には、警察はその旨を治安裁判官に報告し、治安裁判官の出頭令状を得て、強制的に身柄を確保して取調べを行うことができる⁴⁶。そして、警察の事件関係者に対する取調べは、起訴の前後を問わず、また、その者が証人と呼ばれているか否かも問わず、可能である⁴⁷。そして、事件関係者は、自らが刑事訴追されるおそれがある場合を除いては、取調べに対し、真実を述べなくてはならない⁴⁸。

取調べの結果は、供述調書にまとめられるが、供述調書は、文書の形式をとることとされ、その録取した内容を読み上げ（英語を解さない場合には通訳を介する。）、最後に、取調べ対象者のサインを得る⁴⁹。

他方、令状逮捕犯罪に関して事件関係者を呼び出して取り調べるに当たって強制力を行使するためには、検察官か治安裁判官の命令が必要となる⁵⁰。

[2種類の供述調書]

供述調書には、「長文供述調書（Long Statements）⁵¹」及び「通告供述調書（Cautioned Statements）⁵²」の2種類がある

[長文供述調書]

長文供述調書は、捜査供述調書（Investigation Statements）や証人供述調書（Statements of Witness）と呼ばれることもあり、被疑者や被害者、目撃者等、事件に関して知っていると思われる者に対して、警察が取調べを行う際に作成される。なお、証人供述調書と呼称されることもあるが、必ずしも目撃者等の証人の供述調書に限られるものではなく、被疑者の供述調書も含まれ得る。実際、被疑者に関しては、通告供述調書及び長文供述調書の両方が作られることが一般的である。

供述者は、長文供述調書の作成に当たり、自らが刑事訴追されるおそれがある場合は、黙秘することが認められるが、そのような場合以外は、真実を供述する

⁴⁵ CPC21(1)

⁴⁶ CPC21(2)

⁴⁷ CPC22(1)

⁴⁸ CPC22(2)

⁴⁹ CPC22(3)

⁵⁰ CPC16(2)(3)

⁵¹ CPC22(1)

⁵² CPC23(1)

義務を課せられる⁵³。なお、取調べ官は、長文供述調書の作成に当たり、被疑者を含む供述者に対し、刑事訴追のおそれがある場合は、供述を拒むことができる旨を明示的に告知する義務はないとされている⁵⁴。同様に、長文供述調書の作成に当たり、被疑者に対し、黙秘権を明示的に告知する義務もないとされ、告知されなかったからといって、被疑者の黙秘権に関する憲法上の権利が侵害されたことにはならないとされている⁵⁵。

取調べられた結果は、供述調書にまとめられるので、供述者は、それを読み上げられた上で、サインすることになる⁵⁶。供述者が英語で意思疎通が図れない場合は、通訳人が手配される⁵⁷。なお、供述者のサインがないなど、作成手続に瑕疵があった場合でも、供述調書そのものが証拠として採用されないことにはならず、飽くまでも、証拠価値に影響し得るに止まる⁵⁸。ただし、嫌疑を告げずに供述者を欺くような手法で取り調べたなど、手続違反が供述者にとって極めて不正義な結果となる場合には、証拠として採用されない⁵⁹。

[通告供述調書]

通告供述調書とは、訴追される可能性があることを正式に通告された際に作成される被疑者の供述調書である。長文供述調書に対し、短文供述調書（short statements）と呼ばれることもある。被疑者の長文供述調書は、捜査中であって、公訴事実が未確定の段階で作成されることが多いが、通告供述調書は、捜査が終盤に差し掛かって起訴事実が確定し、法廷での正式起訴を目前に控えた段階で作成されることが一般的である。なお、通告供述調書作成後に、さらに、長文供述調書を作成することもある。

通告供述調書は、被疑者に対し、訴追される事実について、速やかに弁解する

⁵³ CPC22(2)

⁵⁴ Lim Thian Lai v PP[2006] 1 SLR(R) 319

⁵⁵ Mazlan bin Madium[1992] 3 SLR (R) 968 殺人事件の被疑者に対し、真実を供述する義務がある旨を伝えながら、自己負罪拒否特権や黙秘権については告げないまま供述を録取した事案であるが、長文供述調書の作成に当たり、自己負罪拒否特権や黙秘権について明示的に告知する義務はないとしたが、取調べ官は、告知する以上、真実を供述する義務のみならず、自己負罪拒否特権や黙秘権についても告知すべきであり、一方のみを告知すべきではないとされた。

⁵⁶ CPC22(3)

⁵⁷ なお、捜査官が通訳人を務めること自体は問題ないとされている。

⁵⁸ Vasavan Sathiadew v PP[1992] SGCA26等。なお、供述者がサインを拒否した場合でも、証拠価値の問題に過ぎないとして証拠採用された例もある（Lim Young Sien[1994] 1 SLR(R) 920）。

⁵⁹ Kong Weng Cheong v PP[1994] 1 SLR 34等

機会を与えることを目的としている。通告供述調書では、以下に詳述するように、弁解すべき事実があれば、今のこのタイミングで述べなくては、後に不利益になり得る旨を告げて弁解を述べさせるものであるが、このような規定には「無実の者にとっては、無実を証明できる弁解があるのであれば、それをこの段階で述べることに何ら困難はないはずである。」、「無実であれば、それを明らかにする事実を述べることは簡単なはずである。」という発想がある。

通告供述調書の作成に当たって読み上げられるのは、以下の文面である。

「あなたは、〇〇の罪で起訴されました[あるいは、訴追される可能性があることを告げられました。]。今、読み上げられた起訴事実について、言っておきたいことはありますか。もし、今、あなたの防御に関する事実や事項について黙秘し、後の法廷でのみ、その防御に関する事実や事項を明らかにした場合には、裁判においてその信用性が低くなる可能性があります。このことは、法廷において悪影響を及ぼす可能性があります。したがって、そのような事実や事項があれば、今、述べた方がよいでしょう。もし、今述べようと思うのであれば、言いたいことを書き、読み返して訂正箇所がないかを確認した上で、サインをしてください。」⁶⁰

つまり、例えば、正当防衛やアリバイの主張等、自己の防御に重要な事実がある場合、この通告供述書作成時に述べておかなければ、後の法廷でその主張をしたとしても、信用されないおそれがあるということであり、黙秘権の行使を被疑者に不利益に用いることを認めているものである。

したがって、上記通告を受けた被疑者は、自らの主張を通告供述調書に記載するか、公判で不利益になるおそれを甘受して黙秘するか of the いずれかを迫られる。なお、そのような場合に、実際に不利益に扱うか否かは、裁判所の裁量であるが、不利益に扱うことは禁じられていないことになる。

上記通告を受けても、被疑者が黙秘したままである場合や供述を拒否する旨を明らかにした場合には、その旨が記載される。

通告供述調書は、文書で書かれたものを読み上げられ、末尾に被疑者がサインをする。これら通告供述調書の作成手続に瑕疵があった場合でも、供述が任意になされたものである限りは、原則として、証拠採用される。

〔任意の供述とは〕

任意の供述とは、被疑者・被告人の自由意志に基づく供述をいい、被疑者・被告人の供述が証拠採用されるためには、その供述が任意でなされたものでなくてはならない。したがって、警察から被疑者・被告人に対し、脅迫、誘導又は約束がなされ、それによって得られた供述は、任意の供述とはされず、証拠採用されない⁶¹。

⁶⁰ CPC23

⁶¹ CPC258 任意性に関する基準は、①客観的に脅迫、誘導又は約束がなされたか否か、②

また、脅迫、誘導又は約束のいずれも認められない場合でも、被疑者・被告人の自由意思が抑圧された状況下でなされた供述については、裁判所は、その供述を証拠として採用しないことができるとされている⁶²。

[通告供述調書又はFIRの謄本請求権]

被疑者・被告人には、通告供述調書及びFIRのコピーを請求する権利がある。請求に際し、それらの書類のコピー代として少額を払わなければならない。しかし、それ以外の、被告人以外の者の供述調書については、請求権はない。

[自 白]

自白とは罪を犯したことを述べた、又は示唆した内容が含まれている被疑者又は被告人の供述である⁶³。全面的な自白である必要はなく、自己に利益な事実の承認と不利益な事実の承認が混在していても、自己に不利益な事実の承認がなされている部分があれば、その部分は自白として扱われる。

いったんなされた自白は、後の公判で重大な影響を与える。自白以外に実質的な証拠がない場合でも、自白が任意になされ、かつ、裁判所が自白内容を真実と認定すれば、その自白のみをもって有罪とすることができる。さらに、自白を後に撤回したとしても、撤回前の自白が任意になされ、かつ、真実と裁判所が認定すれば、撤回前の自白でもって有罪とすることができる。さらに進んで、この自白は、同一の公判で審理されている共同被告人にも多大な影響を与える。同一の公判で審理されている共同被告人との関係では、一方の被告人の自白は、その者のみならず、共同被告人との関係でも用いることができるとされ、実質的な証拠が自白のみで、かつ、その自白が後に撤回された場合でも、やはり、裁判所が、その自白が任意になされ、かつ真実と認めた場合には、その者のみならず、共同被告人についても、撤回前の自白をもって有罪とし得るとされている。ただし、自白が後に撤回された場合や共同被告人の自白を有罪の証拠として用いる場合には、その自白の信用性を十分に検討しなくてはならないとされている⁶⁴。

それら脅迫、誘導又は約束が、刑事責任から逃れられるという希望や処罰に対する恐怖心を通じて被疑者・被告人の心理に影響を及ぼしたか否か、である (Chai Chien Wei Kelvin v PP[1999]1 SLR 25)。

⁶² R v Pristly[1965]51 Cr. App. R. 1 自由な意思が抑圧されていたか否かは、取調べ時間や休憩時間、被疑者の性格などが要素になるとされている。

⁶³ CPC258(7)

⁶⁴ CPC258(5) Osman v PP[1967]1 MLJ 1370, Rozman bin Jusoh v PP[1995]3 SLR 317, Panya Martmontree v PP[1995]3 SLR 341, Ong Chee Hoe v PP[1994] 4 SLR 688, Jagatheesan v PP

[アリバイの通告]

公判審理でアリバイの主張をするには、事前に、その具体的内容を通告しておく必要があり、その要件を満たさない場合には、裁判所の許可がない限り、法廷でのアリバイ主張が認められないことになるので、注意を要する⁶⁵。

このアリバイ通告については、例えば、アリバイを証明するための証人がいる場合には、その氏名と住所を明らかにする必要がある（氏名・住所が不明の場合には、当該証人を特定するのに有用な情報を明らかにする）、その条件が満たされていない場合には、裁判所の許可がない限り、アリバイを証明するための証人を呼ぶことは認められない⁶⁶。

このアリバイ通告は、法廷で被告人が最初に起訴される際に、裁判所に対して行うか、法廷での正式起訴から14日以内に、検察官に対し（又は刑務官を通じて検察官に対し）、書面で行う必要がある⁶⁷。

なお、検察官やその他の捜査官が、アリバイ通告で明らかにされたアリバイ証人から事情を聴取する場合には、被疑者又は弁護人は、その事情聴取に同席することができる⁶⁸。なお、弁護人から裁判前の段階でアリバイ通告に関するアドバイスを得ていない場合で、被疑者がこのアリバイ通告の規定を知らなかった場合には、裁判所は、アリバイ主張に関し、許可することとなる⁶⁹。

[ポリグラフ検査]

供述とは異なるが、捜査段階で、ポリグラフ検査（いわゆる嘘発見器）が行われることがある。特に、被疑者と被害者の供述が対立し、その信用性が問題となるわいせつ事件や強姦事件等を始め、広く行われている。ポリグラフ検査は、被疑者のみならず、被害者に対しても、広く行われている。ポリグラフ検査を行うには、対象者の同意が必要である。ポリグラフ検査の結果は、捜査官が心証を得るのに活用される。

また、シンガポールでは、捜査機関によるポリグラフ検査の前に、民間のポリグラフ検査会社の検査を受け、その結果を見て、捜査機関のポリグラフ検査を受けるか否かを決するといったことも行われている。捜査機関からポリグラフ検査を受けるよう勧められた場合には、同意する前に、弁護人と相談することが重要である。

⁶⁵ CPC278(1)

⁶⁶ CPC278(2)

⁶⁷ CPC278(5)

⁶⁸ CPC278(8)

⁶⁹ CPC278(9)

V 提出命令・捜索・差押え権限

[提出命令]

巡査部長以上の警察官は、捜査・公判等の刑事手続において重要だと思われる書類等の証拠物について、それらを所持していると思われる者に対し、それらを提出するよう、命令書を発布し、提出を命じることができる⁷⁰。また、金融機関に対し、その顧客情報の提出を命じられるほか、その顧客の口座をモニターし、口座の動きに関する情報を提出するよう命じることができる。なお、同様の提出命令は、裁判所が行うこともできる⁷¹。

[令状による捜索]

裁判所は、対象者が上記提出命令に従わなかった場合、書類等の証拠物について所有者が不明な場合、又は当該捜索が刑事目的達成のために必要だと考えられる場合のいずれかに該当する場合、捜索令状を発することができる⁷²。

[無令状捜索]

警察は、原則として、裁判所の捜索令状なくして捜索を行うことはできない。しかし、以下の場合、令状なしでの捜索が可能である。

- ① 捜査している犯罪が無令状逮捕犯罪である場合⁷³
- ② 盗品が隠匿されている疑いがある場所を捜索する場合⁷⁴
- ③ 盗品譲受け罪、盗犯隠避罪等では有罪判決を受けた者が使用していた場所を捜索する場合⁷⁵
- ④ 逮捕のための立入り⁷⁶
- ⑤ 無令状逮捕犯罪で逮捕された者等の家屋⁷⁷

⁷⁰ CPC20

⁷¹ CPC235

⁷² CPC24

⁷³ CPC34（無令状逮捕犯罪捜査において無令状捜索が許されるには、以下の3点のいずれかを満たす必要がある。(a)当該捜索差押えの対象となる証拠品を得ることが捜査に必要であり、かつ、提出命令を出してもそれに従わないと思われる場合、(b)当該証拠品が移動されるおそれがある場合、(c)当該証拠品の所有者が不明な場合。

⁷⁴ CPC32（当該場所に盗品が隠されていると疑うに足る相当の理由があり、かつ、令状を得ている間に当該盗品が移動させられてしまうと信じるに足る根拠がある場合）

⁷⁵ CPC33（当該場所が現在又は過去12か月以内に、盗品譲受けの罪か盗犯隠避の罪では有罪判決を受けた者によって使用されていた場合か、当該場所が現在、詐欺の罪を含む犯罪で実刑判決を受けた者によって使用されていた場合）

⁷⁶ CPC77

⑥ 逮捕された被疑者の身体⁷⁸

⑦ 逮捕された被疑者が酩酊や病気等により自身の身分を明らかにできない場合に、当該被疑者の氏名及び住所を明らかにする場合⁷⁹

〔搜索の方法〕

搜索の際、搜索が終了するまでの間、搜索場所にいた者をその場に留め置くことができる⁸⁰。

また、搜索場所にいる者が搜索対象物を隠匿しているおそれがある場合には、その者の身体を搜索することができる⁸¹。

女性の身体を搜索する場合は、その女性の尊厳に十分な配慮をし、女性が行う⁸²。

〔差押え〕

警察は、犯罪に関連すると思われる物について、差押えや処分の禁止等を命じることができる⁸³。また、差し押さえるべき物が、銀行口座や貸金庫に保管されている場合には、警察は、金融機関に対し、命令書を発して、その提出や凍結を命じることができる⁸⁴。ただし、食費等の生活必需品の購入の必要等、一定の条件を満たした場合、裁判所は、その全部又は一部の凍結の解除を命じることができる⁸⁵。

〔差押え物品の扱い〕

搜索の結果差し押さえられた物品は警察で保管できるが、判決の後、没収する場合は、法廷において没収命令を得なければならない。

⁷⁷ CPC78(2) (無令状逮捕犯罪を捜査している警察官は、(i) 無令状逮捕犯罪で逮捕された者、(ii) 合理的に考えて、無令状逮捕犯罪に関係していると思われる者、又は (iii) 合理的に考えて、逮捕者をかくまっていたと思われる者がのいずれかが所有・管理している家屋に立入り、証拠を差し押さえることができる。)

⁷⁸ CPC78(1) (保釈不可犯罪により逮捕されたか、保釈可能犯罪での逮捕だが保釈がなされない場合。最低限の着衣以外、身に着けていたものは、警察の管理下に置かれることになる。)

⁷⁹ CPC80

⁸⁰ CPC81(1)

⁸¹ CPC81(2)

⁸² CPC83

⁸³ CPC35(1)

⁸⁴ CPC35(2)

⁸⁵ CPC35(7) (8)

VI 面通し (ID Parades, Line up)

裁判において、被告人と面識のない者が犯行を目撃した場合等、目撃者の犯人識別供述の信用性が問題となり得る事案⁸⁶に関しては、いわゆる「面通し」が行われることがある。

面通しを行うに当たっては、以下のような手続を踏む必要がある。

- 早期の段階で実施する。
- マジックミラーでラインアップ部屋（被疑者を含む複数の者が並ぶ部屋）とそれを確認する証人部屋とに区切られた特別の面通し部屋で行う。
- 被疑者ととともに並ぶ者は十分な人数を確保する必要がある、かつ、外見・国籍・年齢が類似するものを並べる必要がある（1人をピックアップする場合には、その他の者が少なくとも8人、2人をピックアップする場合にはその他の者が少なくとも12人が必要である。）。
- 列に並ぶ被疑者は、好きな場所に並ぶことができ、かつ、場所を変えることもできる。
- 被疑者はラインアップに並ぶ者につき、異議を申し立てることができるほか、髪を整え、服装を変えることができる。
- 証人は、面通しの準備が完了した段階で面通し用の証人部屋に入室する。
- 証人が複数いる場合、面通し実施前に証人を同一の部屋で待たせない。
- 面通し前に写真を示したり、口頭や文書で被疑者の人相を伝えない。
- 面通しの際、被疑者の人定事項は秘匿する。
- 面通しの際の状況は、すべて記録する。

⁸⁶ 犯人識別証拠の信用性については、Turnbull Guidelinesによる以下の3ステップの検証が必要とされている。①当該犯罪の立証の成否は、犯人識別証拠の信用性にすべて、又は、ほぼすべて、依拠しているか、②そうであるならば、犯人識別時の状況を考慮に入れているか、③犯人識別証拠の信用性が乏しい場合、当該犯人識別証拠の信用性を支える補強証拠があるか、である。もし補強証拠がない場合、裁判官は、そのような犯人識別証拠に基づいた有罪判決は安定性に欠けるものであることを心しなくてはならない、とされている。

第4章 起 訴

I 起訴権限

[検察官 (Public Prosecutor)]

検事総長 (Attorney General) が検察官 (Public Prosecutor) であり、刑事手続を監督する権限を有し、起訴権限を持つ⁸⁷。実際は、検事総長から任命された、検察庁 (Attorney General's Chambers) に所属する副検察官 (Deputy Public Prosecutor) 及び検察官補佐 (Assistant Public Prosecutor) が個々の事件の起訴手続や公判立会等を行う。ただし、日本の検察官と異なり、シンガポールの検察官は、警察と協働して検察官自らも被疑者を取り調べるなどの捜査を行うことはなく、供述調書等も作成しない。警察の求めに応じて法律적アドバイスを行うことはあっても、捜査そのものを自ら行うことはない。

検察官の裁量権は広範である。どの事実を起訴するかといった判断はもちろん、起訴せずに嚴重注意で終わらせるといった判断や、訴追の取下げを行うことなども検察官の裁量である。共犯者と異なる取扱いをすることも認められている⁸⁸。

[起訴までの流れ]

警察及びその他の捜査機関 (中央麻薬取締局、汚職行為捜査局等) は、捜査が一旦終了すればその事件を検察庁へ送致する。検察官は、送致された事件を精査し、補充捜査等が必要な場合には再度警察に事件を戻し、再捜査を行わせる。

必要な捜査を終えると、検察官は、起訴するか否かを決し、起訴する場合には、その内容を決する。

起訴状には、被疑者の氏名、年齢、NRIC番号、生年月日、国籍、起訴事実 (犯行日時、場所、方法、結果、罪名、罰条) 等が記載される。起訴状は、1つの犯罪ごとに作成されるので、複数の犯行により起訴された場合には、起訴状も複数枚となる。

[法廷での正式起訴 (First Hearing)]

被疑者は、警察等の捜査機関から起訴状を渡された後、一定の日時に法廷への出頭を命じられ、陳述法廷で正式に起訴される。この最初の手続をFirst Hearingという。身柄拘束中の被疑者は、そのまま陳述法廷に連行されることになるが、保釈中等身柄拘束されていない被疑者は、自ら出頭することになる。出頭に当たり、被疑者は、事前に警察から渡された通知 (Notice)、召喚状 (Summons)、保釈申請書 (Bail Bond) 及びIDを持参する。決められた日時に出頭しないと、逮捕される

⁸⁷ CPC11

⁸⁸ 日本と同様起訴便宜主義である (ドイツなどは起訴法定主義である。)

可能性もあるので注意を要する。

陳述法廷では、多数の事件を順次処理していくので、傍聴席（身柄拘束されていない場合）と被疑者席（身柄拘束中の場合）には、多数の被疑者が順番を待っている。

名前を呼ばれたら裁判所係員にIDを提示し、被告人席に立ち、通訳人が必要な場合には、言語を選択する。続いて、検察官が起訴状を朗読し、正式に起訴される。なお、複数の起訴状が渡されていても、検察官がそのすべてを正式起訴に回すとは限らず、検察官の判断において、悪質なものと社会的影響の大きなもののみに絞って正式起訴に回す場合もある。

起訴状朗読に引き続いて、被告人に起訴内容についての説明がなされる⁸⁹。

そして、検察側・被告人側双方とも準備が終わっていれば、罪状認否（有罪答弁をするか否か）に入るが、罪状認否に入るだけの準備が整っていない場合には、双方とも、その理由を示したうえで、罪状認否の期日の延期(Adjournment)を申請することが可能である⁹⁰。

検察側は、捜査未了（例えば、診断書未着等）を理由に期日の延期を申請することが多く、被告人側は、弁護人選任未了、検察との交渉未了等を理由に延期を申請することが多い。弁護人が選任されていない被告人で、弁護人選任を希望する場合には、通常、弁護人選任のための期間として、1週間の期日の延期が認められる。なお、私選弁護人を選任する資力がなく、CLASを利用したボランティア弁護士の選任を希望する場合には、通常、2週間の期日延期が認められる。

罪状認否期日が延期された場合、保釈の検討が行われる。すでに警察による保釈がなされている場合、その保釈が延長される場合や裁判所によって新たに裁判保釈がなされる場合もある。したがって、罪状認否期日の延期を申請し、同時に保釈を得たい場合には、事前に、保釈保証人を手配し、First Hearingの期日に同行する必要がある。

[私訴訟 (Private Prosecution)]

令状逮捕犯罪を中心として、警察が捜査に関与しないこととした事件で、被害者が加害者の刑事訴追を希望する場合には、被害者が治安裁判官の許可を得て、直接、加害者を刑事訴追提訴できる制度がある⁹¹。これを、検察が行う公訴訟に対して私訴訟と呼ぶ。私起訴は、私人である被害者又はその代理人弁護士が、私人検察官 (Private Prosecutor) として、加害者を刑事訴追する制度である。これは、警察の限りある捜査資源を、より重大な犯罪に効率的に振り向けつつ、軽微な犯罪等、警察が積極的に捜査するまでの必要性が乏しい事件について、柔軟かつ合理的な解

⁸⁹ CPC158(a)

⁹⁰ CPC158(b)

⁹¹ CPC11(10)

決を図ることを目的としている。

私起訴の手続は以下のとおりである⁹²。

原告 (Complainant) となる被害者は、治安裁判官への告訴状 (Magistrate's Complaint) を提出する。この治安裁判官への告訴状は、裁判所のホームページからダウンロードすることができ、原告及び被告 (Respondant) となる加害者の個人を特定する情報、告訴する罪に関する基本的情報 (警察への通報の有無や犯罪日時・場所、罪名、関連事件の係属の有無等) 及び犯罪の詳細を記載し、裁判所の告訴状提出窓口 (Complaints Counter of the Crime Registry) に提出する。提出に当たり、原告は、治安裁判官の面前で、告訴状記載の事実が真実である旨を宣誓する。

治安裁判官は、告訴状に十分な理由があるか否かを精査し (この精査に当たり、警察に必要な捜査を命じることでもある。)、理由がないと判断した場合には、告訴状を棄却し、手続は終了するが、理由があると判断した場合には、刑事調停手続及び私起訴手続下での公判審理に進む。

刑事調停に当たっては、コミュニティ調停センター (Community Mediation Centre (CMC)) での調停委員による調停や治安裁判官自身による調停等により、調停による解決を図る。調停により両者が合意に達した場合には、ここで手続は終了となる。

調停で合意に達しない場合等、私起訴手続下での公判審理に進む場合は、原告が公判審理を希望し、適切な起訴状 (Charge) を提出する必要がある。

私起訴手続下での公判審理に当たっては、被告に対し、私召喚状 (private summons) が発せられ、公判審理が開始される。私起訴手続下での公判審理も、通常の刑事手続における公判審理と基本的には同様である⁹³。つまり、被告が有罪答弁をした場合には、速やかに有罪である旨の判決と量刑が宣告されるが、被告が事実を争う場合には、原告側が証人尋問や証拠を提出するなどして事案を立証し、被告がそれに反証するといった形で進められ、裁判官が有罪・無罪に関する判決を下し、有罪の場合には、量刑を宣告することになる。なお、公判審理に被告が出頭しない場合には、逮捕状が発せられることもあるが、その場合、保釈についても検討される。

このように私起訴事件で公判審理に進んだ場合、通常の刑事手続における検察官役を原告が行うことになり、相当の能力と労力が要求される。そのため、代理人弁護士を選任して進めることが多い。

⁹² CPC15以下

⁹³ なお、私人検察官は、無罪の判決に対して上訴できないなどの一定の制約がある (CPC376(1)(a))。

II 検察との交渉

[交渉方法 - 上申書 Written Representation]

上記のとおり、検察官の起訴に対する裁量権が広範であることから、被疑者・弁護人・被疑者の家族等は、検察官に上申書（Written Representation）を提出し、起訴しない扱いや起訴内容を被告人に有利なものにするよう交渉することができる。

例えば、

- 証拠が不十分であること
- 示談予定であること（ただし、示談可能な犯罪に限る。）
- 被疑者の精神面・情状面で考慮すべき事情があること

などとして、起訴しない扱いを求めることが考えられる。その際は、疎明資料（例えば、うつ病に罹患している旨の診断書等）を添付することも可能である。

また、そのほかにも、

- 起訴の取下げ
- より軽い罪での処分
- 複数起訴の一本化
- 特定の罪について正式起訴に回さず、量刑上の考慮事実留める

といった扱いを求めることも考えられる。一般的には、上記のような取扱いを求めるに当たっては、一部の事実については認めることなどを交換条件として、被疑者に有利な取扱いを求めることが多い（例えば、より軽い単純窃盗の罪であれば認めるので、家屋内窃盗の罪ではなく単純窃盗の罪にしてほしい、複数ある罪のうち、一部は認めるので、残りは取下げる、又は、量刑上の考慮に留めてほしい、など。）。

しかし、これら上申書の内容を考慮するか否かは、検察官の裁量の範囲内であり、必ずしも上申書で希望した通りの結果になるとは限らないが、大幅に有利な処理になる可能性もあるので、弁護人と十分な打ち合わせをして上申書を提出することが望ましい。

[TIC – Taken Into Consideration upon Sentencing]

被告人は、訴因が複数ある場合は、一部の訴因については罪を認めることを条件に残りの訴因については、TIC扱い、つまり、起訴事実とはせず、量刑判断の資料に留めるよう願い出ることができる。TICがかなえば、TIC扱いの訴因に対して起訴はされず、したがって被告人はそれらの訴因については罪状認否の際に有罪答弁をする必要はなく、前科も残らない。しかし、裁判官は、TIC扱いとならなかった訴因に対して量刑を決定するに当たり、TIC扱いとされた部分についても考慮に含めることから、刑罰はその分重くなることが見込まれる⁹⁴。このように量刑の判断のみに用い

⁹⁴ CPC148

られる罪のことをOutstanding offencesといい⁹⁵、TIC扱いとする目的で後に撤回する予定で当該起訴事実について罪状認否手続に入らず、いわば、ペンディングすることをStanding down a charge 又は Stood down a chargeという。

III 罪状認否

[有罪の答弁]

陳述法廷での正式起訴と起訴事実の説明がなされた後、検察官・被告人双方の準備が整うと、罪状認否の手続に入る。裁判官から有罪答弁（Plea Guilty. P・Gと略される。）をするか、公判審理を希望するか（Claim Trial）をするかを尋ねられる⁹⁶。有罪答弁とは、公訴事実の罪を犯したことを認めることである。有罪答弁をする、公判審理で証人尋問等の証拠調べをすることなく、速やかに有罪が認定され、量刑を決める手続に移行することになる。したがって、公訴事実に争いがある場合には（犯人ではない、故意がない、責任能力がないなど）有罪答弁をすることなく、公判審理を希望する必要がある、その場合には、公判前の準備手続を経て、公判審理へと進んでいくことになる。

有罪答弁をする際には、公訴事実が正確か否かを確認し、違う記載があれば、法廷でその正確性について異議を申し立て、その旨、記録してもらう。犯罪の立証とはあまり関係のない事実や重要でない事柄については、検察がその場で修正を認めることが多い。

有罪答弁がなされると、検察官が犯罪事実の概要を記載した文書（Statement of Facts. SOFと略される。）を朗読する。SOFの内容に争いがない場合、裁判所は、被告人の有罪答弁に基づいて有罪判決を下す。

仮にSOFの内容に争いがあり、その内容が量刑に影響し得るような重要な情状事実である場合には⁹⁷、情状事実確定のための証拠調べ（Newton Hearing⁹⁸）として、必要な証拠調べや双方の主張書面のやりとりが行われ、裁判所が事実を確定した上で、有罪判決となる。なお、SOFは、実務上、事前に検察官から入手することができるので、有罪答弁前に、SOFの内容を確認しておくことが重要である。

[量刑審理]

有罪答弁に基づき有罪判決が言い渡されると、検察官は、Stood down していたOutstanding offencesにつき、量刑上考慮するよう（つまり、TIC扱いとするよ

⁹⁵ Outstanding offences とするためには、被告人が当該事実を犯したことを認め、かつ、TIC扱いとすることにつき同意している必要がある。

⁹⁶ CPC227(1)

⁹⁷ ここで争いになり得るのは、飽くまで情状事実であって、犯罪事実ではない。犯罪事実自体に争いがある場合には、有罪答弁をしない（あるいは撤回）することになる。

⁹⁸ Newtonとは、判例になった被告人の名前である。Newton Hearingは、制度としては存在するが、あまり利用されていないようである。

う)、裁判官に求める。

それを受けて、裁判官は、被告人に対し、Outstanding offencesにつき、当該罪を犯したことが間違いないかどうか、かつ、当該罪を量刑上考慮することに同意しているか否かを確認する。

その後、被告人に前科がある場合には、検察官から前科調書 (Antecedent Report) が読み上げられる。被告人は、裁判官から、前科調書の内容が正確か否かを確認される⁹⁹。

続いて、検察官は、量刑意見 (Address on Sentence) を読み上げる。量刑意見では、被告人の前科、被害者の意見書 (Victim Impact Statement) 等の他、量刑に関連する事項を指摘する¹⁰⁰。

その上で、被告人も、酌量減刑嘆願 (Mitigation) を述べ、それに対し、反論があれば、検察官からの反論が行われる¹⁰¹。なお、裁判所は、この酌量減刑嘆願の中で述べられた事実が単に情状に関する事実ではなく、有罪の認定に重要な影響を及ぼすような事実と認めた場合には、すでに行われた有罪答弁を拒否しなくてはならず、そのような場合、公判審理に移行することとなる¹⁰²。

上記のような有罪答弁拒否の事態にならないければ、裁判官は、即座に、又は適切と考えられる日に、判決を言い渡す¹⁰³。

なお、判決内容が禁錮刑であって、身辺整理が必要な場合には、判決執行開始の延期を申し出ることも可能であり (application for deferment of the sentence)、認められれば、一般的には2～3週間の延期となるが、延期申請をする場合には、速やかにその旨を裁判所に伝えておく必要がある。また、罰金刑についても、支払猶予や分割払いが認められる場合があるが、約定通りの支払いを怠った場合には未払い分の罰金全額の支払い期限が到来するばかりか、裁判所が逮捕状を発することもあり得るので¹⁰⁴、支払い約定を確実に守る必要がある。

また、有罪答弁に基づいて得た有罪判決に対しては、原則として、上訴することはできない¹⁰⁵。

なお、一度した有罪答弁を撤回できるかどうかは、量刑宣告前に限り、裁判所の裁量で認められ得る。しかし、単に方針を変更するといった理由での撤回は認められず、十分な正当理由が必要とされる。したがって、有罪答弁をする前には、弁護人との十分な打ち合わせを行う必要がある¹⁰⁶。

⁹⁹ CPC290

¹⁰⁰ CPC228 (2)

¹⁰¹ CPC228 (3)

¹⁰² CPC228 (4)

¹⁰³ CPC228 (6)

¹⁰⁴ CPC319 (b) (c)

¹⁰⁵ CPC375 ただし、宣告された刑が法定刑を超えているなどの違法な場合には可能。

¹⁰⁶ Ganesun s/o Kanna v PP[1996] SGHC

IV 量刑

前記のとおり、有罪答弁による有罪判決を受けた場合及び有罪答弁をせず、公判審理を経て有罪判決となった場合には、量刑審理の手続に入るが、シンガポールの刑法等の法定刑は幅が広く、裁判官の裁量が大きい。

裁判所は、応報 (retribution)、抑止 (Deterrence)、予防 (Prevention)、更生 (Rehabilitation) の4つの観点から、公共の利益と被告人の置かれた状況とをバランスして量刑を決めるが、その際、個々の事案に応じて、様々な事情を考慮に入れることになる。

[酌量減軽事由となり得る主なもの]

➤ 前科がないこと (Previous clean record)

ただし、犯行が極めて重大な場合、あまり考慮されない¹⁰⁷。

➤ 善良な性格であること (Good character)

雇い主からまじめな勤務態度を証言してもらう、ボランティアグループの者からボランティア活動に取り組んでいたことを証言してもらうことなどが効果的な場合もある。

➤ 被害弁償がなされていること (Restitution)

被害弁償は、速やかになされたか否か、一部弁償か全部弁償かなどの状況により、どの程度考慮されるかが異なってくる。

➤ 捜査に協力したこと (Cooperation with police)

➤ 深く反省していること (Genuine remorse)

一般的に、早い段階での有罪答弁は、罪を認め反省していることの表れであるとともに、検察及び裁判所の公判審理にかかる時間や費用の節約にもなるため、酌量減軽の事由となり得る。ただし、現行犯逮捕事案等、有罪答弁がなくともさほど立証に労力を要しない場合には、酌量減軽の程度は少なくなる。

➤ 若年又は高齢であること (Youth/old age)

少年法廷では、少年の将来性等を理由として、比較的軽い量刑となることが多い。少年法廷では、裁判所は、保護観察官作成の少年に関する保護観察報告書 (probation report) を踏まえ、少年の置かれた環境等を考慮した上で判決を言い渡すことになる。

高齢であることは、一般的には、酌量減軽の理由とはならないが、禁錮刑が長期に及ぶ場合には、被告人の年齢は酌量減軽の考慮要素となり得る。特に、終身刑の定めがない犯罪について、結果として終身刑を科すことに

¹⁰⁷ R v Turner (1975) 61 Cr App R67

なるような長期に及ぶ禁錮刑は科すべきではないとされている¹⁰⁸。

- 心身の健康を害していること (Poor health/mental condition)
身体の健康に関しては、極めて深刻な場合に限られる¹⁰⁹。
責任能力に影響しない程度の精神疾患は、さほどの減刑事由とはならない¹¹⁰。
- 起訴後の検察側の手続遅れによる不利益 (Delay in prosecution and prejudice)
一般的には、減刑事由とならないが、被告人の責めに帰すべき事由なく、起訴後に検察側の手続が著しく遅れ、それが不正義と評価し得る場合に限り、減刑事由となりうる¹¹¹。
- 家族の監督 (Strong family support)

[酌量減刑事由とならない主なもの]

- 家族の経済的困窮 (Hardship to family, Financial hardship)
被告人の服役による家族の経済的困窮は、罪を犯したことにより自ら招いた結果であり、それを被告人に有利な事情として斟酌すべきではないとされている¹¹²。
- 解雇されたこと (Loss of employment/career)
- 被害者に損害が生じていないこと (No loss to victim)
- アルコール・薬物による影響 (Intoxication alcohol/drugs)
- 陥れられたとの主張 (Entrapment)
- 法の無知 (Ignorance of the Law)

[加重要件となり得る主なもの]

- 犯罪の悪質性 (犯罪自体の悪質性、犯行手段の悪質性、犯罪結果の重大性、社会への影響等)
- 同種前科の存在
- 出所直後の再犯
- 計画的犯行

¹⁰⁸ PP v. UI, [2008]4 SLR R 500

¹⁰⁹ Leaw Siat Chong[2002] 1 SLR 63 健康が考慮されるのは、極めて例外的 (most exceptional) な場合に限られるとし、高血圧と目の痛みでは、酌量減輕する事由にはならないとされた。

¹¹⁰ ただし、「犯行当時精神疾患に罹患していたものを禁錮刑に処しても、一般予防の目的は達せられない。」としたものもある (Ng So Kuen Connie v PP(2003)3 SLR 178)。

¹¹¹ Tan Kiang Kwang v PP(1996) 1 SLR 280

¹¹² Lai Oei Mui Jenny(1993)3 SLR 305

- 反省の情が認められないこと
- 弱者に対する犯罪（被害者が子供やメイド等、被告人との関係で劣位にある者に対する犯罪）
- 権限や地位の濫用
- 凶器の使用
- 組織的犯罪

第5章 示談及び反則金制度

I 示談

被害者等との示談¹¹³には、一定の制約がある。

刑事訴訟法別表4において、示談可能な犯罪か否かが定められており¹¹⁴、示談不可とされている犯罪については、そもそも示談することができない。別表4で列挙されている示談可能な犯罪とは、例えば、人の身体に対する犯罪では、傷害罪、逮捕・監禁罪（ただし、長期間の監禁罪は除く）、強制わいせつ罪（ただし、被害者が14歳以下の場合は除く）等である。他方、殺人罪や強姦罪、誘拐罪等は、示談できない犯罪類型である。また、財産に対する犯罪では、器物損壊罪、不法侵入罪等は、示談が可能とされているが、窃盗罪、強盗罪、盗品保管罪、詐欺罪、背任罪等は、示談できない類型である。また、公務執行妨害罪や証拠隠滅罪、通貨偽造罪等の国家的法益に対する罪についても、示談はできない。

示談可能な犯罪に関しては、基本的には、いつでも示談は可能であるが、捜査が開始されているか正式起訴されている場合には、示談をするためには、検察官が設定した示談条件に従った上で、検察官の同意を得なくてはならない¹¹⁵。

捜査開始後に検察官の同意を得て示談を行った場合には、刑事手続はそこですべて終了となり、起訴後の場合には、起訴は取り消され、手続は終了となる¹¹⁶。なお、当然のことながら、示談をする場合には、被害者が示談に応じる意思があり、かつ、

¹¹³ シンガポールの刑事訴訟法における示談（Compounding）は、日本における示談が意味するところとは異なる。日本では、刑事事件における示談という、一般的には、被疑者及び被害者間の合意（多くの場合、被疑者から被害者への謝罪と金銭の支払いと引き換えに、被害者が被疑者の処罰を望まない旨を検察官又は裁判所に嘆願する。）を意味し、飽くまでも当事者間の合意に過ぎず、刑事手続に対し、直接的な効力を生じるものではない。もちろん、日本においても、示談の存在は、通常、起訴・不起訴等の処分を決する際、又は、量刑を決する際などに、被告人に有利な事情として考慮することとなるが、刑事手続を終了させるなどの直接的な効果を持つものではない。しがたって、検察官が示談に対して直接関与し、示談内容について介入することはない。しかし、シンガポールの刑事訴訟法における示談（Compounding）は、刑事手続を終了させる効果を持つので、その意味合いは日本の示談とは大きく異なる。むしろ、日本でいう強姦等の親告罪における告訴の取下げに類似する側面も持つといえ、シンガポールの刑事訴訟法における示談は、「刑事手続終了の効力を持つ示談」と理解するのが実態に沿うと思われる。

¹¹⁴ CPC241(1)。示談に関する規定は、2010年の刑事訴訟法改正により大幅改正になっている。

¹¹⁵ CPC241(2)

¹¹⁶ CPC241(4)(5)

金額についても合意に達していることが必要である。したがって、単に金額を提示するのみならず、謝罪の手紙を添付する¹¹⁷など、被害者に対する誠意を示すことも重要である。また、示談は、必ずしも被害者への金銭の支払いに限らず、被害者への謝罪や同様のことを繰り返さない旨の誓約、あるいは、慈善団体への寄付等といった慈善活動等でも、被害者との間で示談の合意に達するのであれば、それでもよい。

また、上記の手続のほか、検察官による示談もある。

検察官は、特定の比較的軽微な犯罪について、いつでも、当該犯罪について定められた罰金額の最高額の2分の1か、5,000ドルのいずれか低い方の金額を超えない範囲内の金額を被疑者から徴収することで、一定の条件を付して、示談とすることができる¹¹⁸。

検察官による示談が成立した場合でも、捜査開始後であれば、その後の手続はすべて終了となり、正式起訴後であれば、起訴が取り消されることになる¹¹⁹。

II 反則金制度

一定の犯罪については、反則金 (Composition fine) を支払うことにより、起訴を免れることができる場合がある。道路交通法違反(ただし、飲酒運転は適用外)や関税法違反、移民法、環境保全法等の行政罰のなかで、比較的軽微なものについて、反則金制度が定められていることが多い。警察官や入国管理官、税関職員等に対し、定められた期間内に、指示された金額を支払うことにより、反則金支払による処理 (Composition) がなされ、裁判手続に移行せずに事件を処理することができるものである。

反則金額の方が裁判所で科される罰金額よりも大幅に安いことが多いため、事実上争いがない場合には、この反則金を支払うことにより、早期に、かつ、経済的負担を少なくして処理することが望ましい。

〔自動化交通犯罪処理システム (ATOMS) 〕

軽微な交通違反に対する反則金 (composition fine) 及び罰金の支払いには、ATOMSが利用されている。ATOMSとは、Automated Traffic Offence Management Systemの略称で、下級裁判所、シンガポール警察交通部、国土交通省等により運用

¹¹⁷ ただし、謝罪の手紙を送ったものの、被害者が示談に応じず、結果、公判審理にまで進むこともあり得る。そのため、示談が不成立に終わる場合に備え、謝罪の手紙においても、全面的に事実を認める内容とはせず、結果として迷惑をかけたことについて謝罪の意思を表すなどといった内容になることが多い。

¹¹⁸ CPC242(1)

¹¹⁹ CPC242(3)(4)

されている交通違反に対する反則金及び罰金の自動支払いシステムのことである。

ATOMSの反則金・罰金自動支払い機は、ATM機のような外観をしており、シンガポール全国に広く設置され、各銀行のATMカード¹²⁰で支払いが可能である。

交通違反切符に、反則金支払いによる事件処理が可能である旨の記載があり、かつ、記載された支払期限内であれば、ATOMSを通じて反則金を支払うことで事件処理を終えることができ、裁判所に出頭する必要もない。

また、反則金の支払期限を過ぎた場合でも、ATOMSにより、画面操作を通じて有罪答弁をすることで、罰金を支払うことも可能である。通常、この場合による罰金額は、反則金額よりは高額になるものの、裁判所に出頭して言い渡される罰金額よりは安く設定されている。

なお、違反事実について、特に裁判官に酌量を求めたい事情がある場合には、ATOMSの画面上で酌量を求めたい事情の有無を聞かれるので、「Yes」を選択する。その場合は、裁判所に出頭し、裁判官に事情を説明する機会が与えられる。

¹²⁰ 支払い可能なATMカードは、DBS, POSB, Citibank, Maybank, OCBC, Standard Chartered Bank, UOBなどである。なお、クレジットカードは利用できない。

第6章 公判

I 公判前の準備手続

[3種類の公判前の準備手続]

陳述法廷におけるFirst Hearingにおいて有罪答弁をせず、公判審理を希望するなどした場合、公判前の準備手続段階に入る。公判前の準備手続としては、①刑事事件マネジメント制度（Criminal Case Management System:CCMC）、②刑事事件開示協議（Criminal Case Disclosure Conference:CCDC）及び③公判前協議（Pre Trial Conference:PTC）の3種類があり、いずれも非公開である。

①CCMCは、検察側と被告人側が裁判所の関与なしに非公式に行う協議であり、検察側が被告人側に見通しや証拠概要を伝えたりするほか、検察側と被告人側とで起訴事実に関する交渉等が行われる。特に、被告人側にとっては、検察側との交渉を行うに当たり、CCMCの場を活用することは重要である。CCMCは非公式の協議であり、後述のCCDCと併存しうる。むしろ、CCDCの充実を図るためにも、CCMCにおいて、両当事者が積極的にコミュニケーションを図ることが望ましいとされている。なお、CCMCは、被告人は出席できない運用となっているため、弁護人が選任されている事件がその対象となる。

②CCDC及び③PTCは、裁判所も交えた正式な準備手続であるが、CCDCが適用されない事案についてのみ、PTCが適用される¹²¹。CCDCが適用される事案は、刑事訴訟法別表2に列挙された法律違反の罪であり（刑法や薬物規制法等、主要な重要犯罪を構成する法律が列挙されている。）、かつ、地区法廷で審理される事案とされている。したがって、治安裁判官法廷で審理される事案は適用されない。

ただし、被告人がCCDCを望まない場合には、CCDCは行われず、また、CCDCが適用されない事案でも、検察・被告人側の両当事者が同意すれば、CCDCを利用することができる¹²²。

[刑事事件開示協議手続(CCDC)の導入]

CCDCは、2010年の刑事訴訟法改正により新たに導入された制度であり、検察側及び被告人側に一定の主張及び証拠概要の開示を義務付けることを主な内容とし、公判前協議の透明性の向上と充実を目的とした制度である。

CCDC導入以前は、検察側の主張や証拠概要を開示する明文上の義務はなく、判例法に従った限定的な開示しか行われていなかった。そのため、被告人側は、検察側の手持ち証拠を把握できないまま公判審理に突入し、公判審理開始後に、検察側の証拠が明らかになって勝ち目がないと悟り、公判審理冒頭で有罪答弁に切り替えるといった例も散見された。これは、有罪答弁の時期が遅くなり、量刑上

¹²¹ CPC158(c)(ii)(iii), CPC159。

¹²² CPC159(2)(3)

不利になり得る被告人、無駄となる訴訟準備に労力をかける検察、期日を確保した裁判所の三者にとり、歓迎すべき事態ではなかった。

CCDCは、上記のような状況を一定程度解消することにつながっている。両当事者（特に被告人側）は、公判になった際のある程度の見通しを立てることができるようになった。検察側であれば、被告人側の交渉にどこまで乗るべきかなどの見通しを立てられるようになり、被告人側であれば、有罪答弁をすべきか、無罪を争うべきかなどの弁護方針の策定の一助にできるようになった。また、裁判所にとっても、刑事裁判手続の効率化を図ることができるようになった。

しかしながら、開示される供述調書の範囲は限定的で、被害者や参考人の供述調書が含まれていないなど、開示の範囲は、決して広範とはいえない。

[刑事事件開示手続（CCDC）の目的と手続]

CCDCの目的は、以下のとおりである。

- ① 検察側及び被告人側の必要書類の記録化
- ② 事実認定上及び法律上の論点の整理
- ③ 法廷に召喚する証人の決定
- ④ 法廷で取り調べる供述調書、書証、証拠の決定
- ⑤ 公判審理期日の決定

具体的な手続の流れは、以下のとおりである。

① CCDC第1回期日の指定

CCDCが適用される事案につき、被告人が有罪答弁をしなかった場合には、裁判所は、第1回のCCDC手続期日を指定する。期日は、正当な理由がない限り、8週間以上の先の期日を指定しなくてはならない¹²³。

② CCDC第1回期日と検察側必要書類の提出

CCDC第1回期日において、被告人は、裁判所から有罪答弁をする意向があるか尋ねられる。ここで被告人が有罪答弁をする意向を示さなかった場合には、検察側は、2週間以内に、検察側の必要書類を裁判所に提出するとともに、その写しを被告人側に提供する。検察側が開示すべき必要書類とは、①検察側が公判審理手続に進めることを予定している事実に関する起訴状、②当該起訴事実に関する事案の概要、③検察側証人予定者の一覧、④検察側が公判審理で用いる予定の証拠一覧及び⑤検察側が公判審理で用いる予定の被告人の供述調書の5点¹²⁴である。

③ CCDC第2回期日の指定

裁判所は、第2回期日として、検察側の必要書類提出後、7日以上先の期日を指定する（この間に、被告人側は、検察側の必要書類を検討し、有罪

¹²³ CPC161(1)

¹²⁴ CPC162

答弁をするかなどの弁護方針を検討することになる。) ¹²⁵。

④ CCDC第2回期日と被告人側必要書類の提出

第2回期日においても、被告人は、裁判所から有罪答弁をする意向があるか尋ねられる。ここで被告人が有罪答弁を行えば、CCDCは終了するが、有罪答弁の意向を示さなかった場合には、被告人側は、2週間以内に、被告人側の必要書類を裁判所に提出するとともに、その写しを検察側に提供する。被告人側必要書類とは、①被告人側の主張事実の概要、②被告人側証人予定者の一覧、③被告人側が公判審理で用いる予定の証拠一覧及び④検察側必要書類の内容に対する異議内容¹²⁶の4点¹²⁷である。

⑤ 検察側第二次書類の提出

被告人側から上記必要書類が提出されると、検察側は、2週間以内に第二次文書の写しを被告人側に提出する。第二次文書とは、①提出済みのものを除く、すべての被告人の供述調書（ただし、公判審理に係属する起訴事実に関連するものに限る。）、②検察側が公判審理で用いる予定の証拠一覧の中にある書証、③被告人の前科記録の3点である¹²⁸。

⑥ CCDC第3回期日と公判期日の指定

被告人側は、検察側の第二次文書を検討し、有罪答弁をするか否かなどの弁護方針を策定する。その結果、有罪答弁をしない方針となれば、裁判所は、CCDC第3回期日において、公判審理期日を決定する¹²⁹。

なお、両当事者が必要書類を提出しなかった、提出した書類に不足があった、若しくは、公判においてCCDCにおいて提出した必要書類と異なる、又は、矛盾する事項があった場合には、裁判所は、その事実から裁判所が適切と考える推認をすることができるとされ、開示義務に従わなかった場合には、不利な推認がなされ得る。また、検察官が法定の開示義務に従わなかった場合には、裁判所が起訴の取消しを命じることもある¹³⁰。

なお、CCDCを主宰した裁判官は、その後、当該事案が公判審理手続に移行した場合には、公判審理を主宰することはできず、別の裁判官が担当することになる¹³¹。

【公判前協議手続（PTC）】

¹²⁵ CPC161(4)

¹²⁶ なお、弁護人が選任されていない被告人については、法律上の異議は述べなくてよいとされている（CPC165(2)）。

¹²⁷ CPC165

¹²⁸ CPC166(1)

¹²⁹ CPC167

¹³⁰ CPC169(2)(3)

¹³¹ CPC160(3)

裁判所は、CCDCが適用されない事案（別表2記載の犯罪以外の場合や治安裁判官法廷に係属する事件の場合、又は、被告人がCCDCを希望しなかった場合等）について、公判準備のため、PTC期日を設定することができる。具体的には、共同被告人の一方はCCDCを希望し、他方が希望しなかった場合や、複数の起訴事実があり、一部はCCDCが適用されるものの、他は適用されない場合等に、PTCが行われることが考えられる。

PTCでは、公判における争点の整理、公判審理期日の設定等が行われるほか、PTC期間中に、検察側及び被告人側とで起訴事実等に関する交渉等も行われる。

なお、PTCの場合、CCDCと違い、明文での証拠開示義務はないため、CCDCに比べ、被告人側が得られる証拠及び情報が少なくなるおそれは否めない。

[刑事事件解決協議(CCR)]

刑事事件解決協議（Criminal Case Resolution:CCR）は、2009年末から試験的に実施され、2011年10月から本格実施された、刑事事件の早期解決を目的とした裁判所の運用により行われている制度である。

シンガポールでは、有罪答弁の決断ができないまま公判審理に進み、公判期日初日（又は早期の段階）に被告人が有罪答弁をすることにより、公判がそこで終了し、その後の期日がすべて取消されるといったケースが少なくない¹³²。このような事態は、裁判所の事務に支障をきたすことはもちろん、被害者等の証人に無駄なストレスを強いることにもなる。そのため、こうした事態を解消するために導入されたのがCCRである。

この制度は、端的にいうと、ベテラン裁判官が事案の概要を把握し、おおよその判決内容の見通しを伝えるというものである。

例えば、被告人が「罰金なら有罪答弁をするが、禁錮刑になるのであれば公判で争う。」という希望を持っていた場合、この制度を利用することにより、両当事者からの提出書類を検討して事案の概要を把握した担当裁判官から、「被害金額を上回る程度の罰金が相当」との見通しを伝えられた場合には、有罪答弁を決断することが可能になる。他方、担当裁判官の見通しが「短期ではあるが禁錮刑」であった場合や罰金額でも予想以上に高額であった場合には、公判審理で無罪を争うという方針を選択することができる。

このCCR手続の結果、有罪答弁を選択した場合には、原則的には、当該CCR担当裁判官がそのまま審理を継続し、量刑判断も行うことになるため、CCRで告げられた見通しにおおむね沿う量刑となることが見込まれる。

他方、CCR手続の結果、公判審理を選択した場合には、CCRの担当裁判官とは異なる裁判官により公判審理がなされることになるので、無罪を勝ち得る場合もあ

¹³² このようなケースは、cracked trialと呼ばれ、2010年1月のデータでは、約43%がこのようなケースに当たるとされている (Subordinate courts workplan 2010 Keynote Address by the Honourable Chief Justice Chan Sek Keong)。

れば、有罪となり相当期間の禁錮刑になることもあり得ることになる。

この手続を利用するかどうかは両当事者の任意であり、検察側・被告人側双方の同意が必要になる。担当裁判官は、一定以上の経験を持つベテラン裁判官が担当するが、飽くまでも進行役に徹する。両当事者は、裁判官が適切な判断をするのに資するだけの証拠及び過去の判例資料を提出する必要がある。

なお、CCRを経た上で公判審理に進んだ場合、CCR手続においてCCR担当の裁判官が述べた判決見通しはもちろん、手続内で行われた事柄について、公判審理で明らかにすることは許されない。

[予備審問]

高等法廷で審理される重大犯罪の場合、公判審理期日に先立ち、予備審問（Committal Hearing なお、2010年改正前はPreliminary Inquiriesとされていた。）が行われる。

この予備審問は、治安裁判官が担当し、高等法廷で審理するに足るだけの十分な証拠があるか否かを判断するための手続である。したがって、公判ではないので、有罪・無罪や証言の信用性等を判断するものではなく、飽くまでも「高等法廷で審理するに十分な証拠があるか。」という観点から審問がなされることになる。

II 公判審理

[公判手続の流れ]

公判前の準備手続手続を経ても有罪答弁に至らなかった場合、公判審理手続に進むことになる。なお、公判審理手続に進んだ場合でも、いつでも被告人は有罪答弁をすることが可能である。

公判審理には、裁判官・書記官・検察官・被告人（及び選任されていれば弁護人）が出席し、原則として、公開の法廷で行われる。法廷は、検察側・被告人側が相対して座る日本の法廷とは異なり、法廷中央に座る裁判官を囲むように弧を描く長テーブルの両サイドに検察側・被告人側がそれぞれ座るという形である。裁判官は、法服を着用し、検察官及び弁護人は、黒色のスーツを着用する。

公判審理での流れは、以下のとおりである¹³³。

- ① 起訴状の朗読・説明
- ② 被告人の答弁（有罪答弁なら有罪答弁手続に移行。）
- ③ 検察官側冒頭陳述
- ④ 検察側立証
 - ・ 検察側証人の取調べ（検察側主尋問→被告人側反対尋問→検察側再主

¹³³ CPC230

尋問)¹³⁴

・ 検察側の書証・証拠物の取調べ¹³⁵

⑤ 被告人側による公訴棄却の申立て及びそれに対する検察側の反論

④の検察側立証終了後、被告人側は、反証をするまでもなく、ここまでの検察側立証は、立証不十分であるとして棄却を申立てるものであり、Submission of “no case” to answerと呼ばれている。この申し立てに対しては、検察側は、必要な反論をすることができる。この公訴棄却の申立てが通れば、被告人はこの段階で無罪となる。また、この申立てとは別に、検察側の立証後、裁判所が検察側立証を踏まえて起訴事実を変更することもあり、その場合は、裁判所が変更した起訴事実に対して有罪答弁をするかどうかを確認される。

⑥ 裁判所による被告人への告知（証言するか黙秘するか）

被告人側による公訴棄却の申立てが通らなかった場合、被告人側の反証に移る。裁判所は、被告人側反証に先立ち、被告人に対し、以下の告知をし、積極的に反証をするか黙秘するかのいずれかを選択するように求める。「裁判所は、検察官は、今審理されているあなたに対する起訴事実につき、証拠に基づく立証をしました。本質的に信用できないような証拠ではなく、起訴事実のすべての各要件を満たす一定の証拠が示されました。したがって、裁判所は、あなた自身の弁護のための立証を求めます。あなたには、2つの選択肢があります。第一は、自身の弁護のために自ら証言をするという選択です。この場合、あなたは、証人席に立ち、宣誓のもとで、証言をしなくてはならず、反対尋問にもさらされることになります。第二は、証言することなく黙秘するという選択です。その場合、裁判所は、あなたが有罪か否かを判断するに当たり、黙秘したということから、あなたに不利益な推認を含め、適切な推認をすることがあります。また、どちらを選択した場合でも、反証として、その他の証拠を提出することは可能です。弁護人と相談しても構いません。裁判所は、あなたの自身の弁護のための反証を求めています。どのような選択をしますか。」

つまり、積極的に証言する場合、証人と同様に宣誓のもとで証言することになるので、虚偽の供述をした場合には、罪に問われる可能性がある。他方、黙秘した場合には、そのことで不利益な推認をされる場合がある。これらを踏まえ、被告人は、いずれか一方の選択を迫られることになる。

⑦ 被告人側反証（被告人質問→被告人側証人の順番）

¹³⁴ なお、証人が性犯罪の被害者や子供であるなど、保護すべき事情がある場合には、ビデオリンク方式での証人尋問が認められる場合がある（CPC281(1)）。

¹³⁵ なお、CCDCが適用された場合において、検察側又は被告人側は、CCDC手続で開示しなかった証人や証拠の取調べを請求する場合、事前に裁判所及び相手方に対し、書面でその旨の告知をしなくてはならない（CPC231）。

⑧ 検察側による弾劾の機会

検察側は、被告人側の反証で新たな事実が出てきた場合には、被告人側の反証が終了した段階で、それに対する弾劾として、新たな証人又はすでに取調べられた証人を尋問する機会が与えられる。その場合、被告人側は、反対尋問の機会が与えられる。

⑨ 被告人側弁論

⑩ 検察側論告

⑪ 判決（有罪又は無罪）

検察側が合理的疑いを容れない程度の立証がなされなければ無罪となり、被告人は、速やかに釈放される。有罪の場合には、量刑手続に移行する。

[公判審理での証拠の取扱い]

証拠の取扱いについては、刑事訴訟法のほか、証拠法（Evidence Act）及び判例法に基づいている。

シンガポールの公判審理は、書面による立証よりも証人の証言による立証が中心であり、証拠書類等についても、証人尋問の中で証人が説明するといった形で取り調べられることが多い。いわゆる伝聞証拠は原則として排除され¹³⁶、供述人が死亡した場合や医療関係者の供述書等の法定の伝聞例外に該当する場合にのみ、伝聞例外として、その者の法廷外での供述を証拠として採用することができる。被告人以外の者の長文供述調書についても、伝聞証拠として、原則、公判廷において採用されることはない。ただし、証人の公判審理での証言が捜査段階での供述調書の内容と異なる場合に、その証言の信用性に対する弾劾として、その者の供述調書の相反部分を証拠として提出することなど、一定の例外に該当する場合には、証拠とすることができる¹³⁷。

なお、被告人の供述調書については、その供述が任意になされたものである限り、証拠とすることができる¹³⁸。

また、[自白]の項で述べたとおり、自白のみで被告人自身及び共同被告人を有罪とすることも可能なほか¹³⁹、捜査機関が違法に収集した証拠（いわゆる違法収集証拠）に関しても、原則として証拠として認められ、裁判所が当該違法収集証拠を証拠として採用することが被告人にとり不公正だと判断した場合に、その証拠を採用しない裁量が認められているにとどまる¹⁴⁰。

¹³⁶ CPC268

¹³⁷ Evidence Act 157

¹³⁸ CPC258

¹³⁹ Jagathesssan v PP

¹⁴⁰ Cheng Swee Tiang v PP[1964]MLJ291(SGCA)

III 判決

[判決の宣告]

判決は、公判終了後速やかに、又は両当事者に告知して後日に、口頭又は書面により、公開の法廷において、両当事者出席のもとで宣告する。被告人が勾留中の場合は、被告人は必ず出席しなくてはならず、勾留中でない被告人の場合でも、公判への出席が免除され、かつ、罰金刑のみの場合を除き、必ず出席しなくてはならない。

[量刑審理]

公判審理で有罪となると、量刑を決める量刑審理の手続に移行する。量刑審理については、第4章Ⅲ罪状認否[量刑審理]及び同章Ⅳ量刑の項を参照されたい。

[無条件釈放と条件付釈放]

有罪であった場合でも、一定の場合に何らの刑罰も科されずに釈放される場合がある。無条件釈放 (absolute discharge) と条件付釈放 (conditional discharge) の場合である。

無条件釈放とは、有罪ではあるものの、裁判所が犯罪の性質及び被告人の性格を含む状況を考慮して、刑罰を科すことも保護観察命令を科すこともいずれも不適切だと判断した場合に、条件を付けることなく、釈放することである。

条件付釈放とは、無条件釈放同様に、被告人を釈放するものの、その際、12か月以内の期限を定めて、その間、新たな罪を犯さないことを条件とするものである。

これらの釈放は、刑の下限が法定されている場合には、行うことができない。しかし、そのような場合でも、被告人が判決時に16歳以上21歳未満であり、かつ、前科がない場合には、無条件又は条件付釈放が可能である¹⁴¹。

なお、条件付釈放にあたっては、裁判官から、条件付釈放の期間中に新たに罪を犯した場合には、今回条件付釈放となった罪についても、量刑が宣告されることになる旨を告知される。

IV 刑の種類

刑の種類には、死刑、禁錮刑（終身刑含む）、罰金刑、鞭打ち刑、保護観察処分、社会内処遇命令、矯正教育処分、更生教育処分、予防拘禁、免許取消し等がある。

[死 刑]

刑法犯では、殺人罪、殺人目的誘拐罪、強盗殺人罪、未成年者自殺幫助罪等が、

¹⁴¹ Probation of Offenders Act 8

特別刑法犯では、違法薬物密売罪、銃器使用罪等で死刑が定められている。また、法定刑に死刑しか定められていない必要的死刑事件もある¹⁴²。

死刑は、高等法廷しか宣告することはできない。

また、犯行時18歳以下であった者及び判決時妊娠している女性に対しては、死刑を宣告することはできず、終身刑となる¹⁴³。

死刑は、絞首により執行される¹⁴⁴。

〔禁錮刑（終身刑を含む）〕

終身刑は、高等法廷のみが宣告することができるとされ、被告人の残りの生涯を刑務所において過ごさせることを意味する¹⁴⁵。他方、その余の通常の禁錮刑は、一定期間刑務所に収監されることであり、有期の禁錮刑は、最長で30年である。

終身刑を含む禁錮刑の判決が出た場合、裁判所の収監令状により、原則、直ちに収監される¹⁴⁶。

禁錮刑の場合、刑務所内での態度が良好であれば、刑期の3分の2に達した段階で、釈放される可能性が出てくる。終身刑の場合、通常の禁錮刑の最長である禁錮30年の3分の2である20年を超えた段階で、同様に、釈放の可能性が出てくる¹⁴⁷。しかし、刑務所内での態度が良好でない場合には、満期まで服役することになる。

〔罰金刑〕

罰金刑の宣告を受けた被告人は、判決で定められた罰金額を国家に対して支払う。罰金の上限額は、法律で定めがない限り、制限はないが¹⁴⁸、裁判所は、罰金額を決定するに当たっては、①合理的に被告人が支払い可能な金額であること、及び②犯罪に対する応報と抑止という目的を達成するに足る十分に高額な金額であることという2つの観点を考慮する¹⁴⁹。そして、被告人が罰金を支払うことができないことが明らかである場合には、裁判所は、短期間の禁錮刑よりも罰金刑の方

¹⁴² 例えば、4 類型ある謀殺罪の中でも最も悪質な類型に属する謀殺罪や一定量以上の違法薬物密売罪、銃器使用罪などは、法定刑に死刑しかない必要的死刑事件である。なお、必要的死刑事件に関しては、2012年に改正がなされ、その対象がやや狭まった。例えば、一定量以上の違法薬物密売罪でも、末端の密売人であり、かつ、捜査機関に極めて有用な情報を提供した場合に、終身刑を科すことも可能となったなどの内容である。

¹⁴³ CPC314, 315

¹⁴⁴ CPC316。なお、Singapore Armed Force Regulationにおいて死刑を宣告された者は、絞首又は銃殺とされている。

¹⁴⁵ Penal Code 54, Purwanti Parji v PP[2005]SGCA9, Abdul Naser bin Amer Hamsah v PP[1997]3 SLR 643

¹⁴⁶ CPC317

¹⁴⁷ Abdul Naser bin Amer Hamsah v PP[1997] 3 SLR 643

¹⁴⁸ CPC319(1)(a)

¹⁴⁹ Chai Kah Boon v PP[1999]4 SLR 72

が適切と考えた場合であっても、罰金刑を科すことはできない¹⁵⁰。

裁判所は、罰金の支払い猶予や分割払いを認めることも可能である一方、財産の差押えを命じることも可能である。また、罰金の支払いを怠ると、一定期間収監され、身柄を拘束されることになる (default sentence) ¹⁵¹。

〔鞭打ち刑〕

これは籐の鞭で身体的苦痛を与える刑罰である。一般的に、殺人罪、強盗罪、恐喝罪、強姦罪等のほか、薬物犯罪、不法残留罪、公共物損壊罪（落書き等）等、多くの犯罪に対して鞭打ち刑が定められている。ただし、女性、執行時50歳以上の男性又は死刑宣告をされた男性に対しては、鞭打ち刑を科すことはできないとされている。しかし、女性及び50歳以上の男性であるが故に鞭打ち刑の宣告を免れた者に対しては、鞭打ち刑に替えて、12か月を超えない禁錮刑を科すことができる¹⁵²。

鞭打ち刑は、体を固定し、その臀部に対して行う。鞭打ち刑の執行に当たっては、医務官が立ち会い、医学的に鞭打ち刑の執行が可能かを判断する。もし、医学的に鞭打ち刑の執行が不適切と判断され、執行が全部又は一部不能となった場合には、裁判所は、刑の執行を免除するか、鞭打ち刑に替えて12か月以内の範囲で禁錮刑を科すことができる¹⁵³。

鞭打ち刑は、上訴期間が経過するか、上訴している場合にはその判決が出る前の間は、執行してはならないが、執行可能となった場合には、速やかに執行する¹⁵⁴。

鞭は籐製で直径1.27センチメートル以下とされ、7歳以上16歳未満の少年の場合には、より軽い鞭が用いられる。

また、裁判所が1回の裁判で科すことができる鞭打ち刑は、最高24回まで（少年の場合は10回まで）とされ、執行は一度に行わなければならない、分割しての執行は認められない¹⁵⁵。

〔矯正教育処分 (Reformative Training-RT) 〕

矯正教育処分は、若年者の矯正と再犯の防止を目的とした処分である。この処分は、法定刑に禁錮刑が定められた罪で有罪となった被告人のうち、有罪判決時に16歳以上21歳未満の若年者について、その者の性格や過去の行い、その者が犯

¹⁵⁰ Low Meng Chay v PP[1993]1SLR 569

¹⁵¹ CPC319(1)(b)(d) 罰金未納の場合の禁錮刑の期間については、一定の定めがある。①24か月以上の禁錮刑で罰せられるべき犯罪の場合、法定刑の上限の2分の1を超えてはならない。②24か月未満の禁錮刑で罰せられるべき犯罪の場合、法定刑の上限の3分の1を超えてはならない。③禁錮刑で罰せられない犯罪の場合、6か月以内でなければならない。

¹⁵² CPC325(1)(2)

¹⁵³ CPC331, 332

¹⁵⁴ CPC327

¹⁵⁵ CPC329(3)(4), 330

した罪の内容等を考慮して、裁判所が適当と認めた場合に、他の刑罰に代えて、矯正教育センターで一定期間矯正教育を受けることを命じるものである¹⁵⁶。

矯正教育期間は、18か月から3年以内の期間とされている。

強制退去処分が検討される外国人には、矯正教育処分が下されることは考えにくい。

[更生教育処分 (Corrective Training)]

更生教育処分は、18歳以上の被告人の更生と再犯防止を目的とした処分である。

更生教育処分は、一定の重罪（法定刑が禁錮2年以上）で有罪判決を受けた18歳以上の被告人であり、かつ一定の重罪の前科がある者に対し、禁錮刑に替えて¹⁵⁷言い渡される処分である。更生教育処分は、5年から14年の期間とされ¹⁵⁸、人格の更生のため、肉体的にも精神的にも厳しい訓練等が施される。更生と再犯防止を目的としているため、更生教育処分によっても更生や再犯防止の見込みがないと思われる者に対しては、言い渡すことはできない。

この処分も、外国人に対して行われることは考えにくい。

[予防拘禁 (Preventive Detention)]

予防拘禁は、一定の重罪（法定刑が禁錮2年以上）で有罪となった30歳以上の被告人であり、かつ、一定の重罪の前科がある者に対し、公衆の安全を確保する目的で、禁錮刑に替えて¹⁵⁹、7年から20年という長期間の拘禁を科すものである。この処分は、更生の見込みが少ないものに対して、公衆の安全を確保する目的で行われる点において、更生教育処分と異なる¹⁶⁰。予防拘禁は、再犯のおそれの高い常習犯を公衆の安全を確保する目的で長期間拘禁するものであり、当該犯罪が暴力犯罪である必要はない。同様に、外国人への適用は考えにくい。

[警察監視 (Police Supervisions)]

裁判所は、過去に法定刑として禁錮2年以上が定められた罪で有罪判決を受けた

¹⁵⁶ CPC305(なお、14歳以上16歳未満の者についても、一定の場合に、矯正教育処分が言い渡される場合がある。)

¹⁵⁷ 禁錮刑に替えるのみであり、その他の罰金刑や鞭打ち刑が併科される場合には、それらはそのまま科せられることになる。

¹⁵⁸ CPC304(1)

¹⁵⁹ 同様に、禁錮刑に替えるのみであり、その他の罰金刑や鞭打ち刑が併科される場合には、それらはそのまま科せられることになる。

¹⁶⁰ CPC304(2) なお、予防拘禁という語感からは、社会にとって危険な人物を予防的に（具体的に罪を犯して有罪になったわけでもないのに）拘禁することを意味するとの誤解も招きかねないが、飽くまでも、重罪で有罪判決を受けた者に対する処罰であるが、その際、予防的な観点を加味して長期間身柄を拘束するというものである。

者が、再び法定刑として禁錮2年以上が定められた罪で有罪判決を受けた場合、通常の刑罰に加え、警察監視のもとに置く旨を命じることができる。

この警察監視は、高等法廷は7年以内、地区法廷は5年以内、治安裁判官法廷は3年以内の期間で命じることができる¹⁶¹。

この警察監視は、公共の安全を確保することを目的としたものであり、警察監視を命じられた者は、警察に対し、その住所を明らかにする義務があり、転居した場合や届出の住所から48時間以上離れる場合には、その旨届け出なくてはならない¹⁶²。

この処分は、一定期間シンガポール国内で警察監視に服することを前提としているため、強制退去処分が検討される外国人には適用されることは考えにくい。

〔保護観察 (Probation)〕

保護観察も、前記の無条件釈放及び条件付釈放同様、保護観察法 (Probation of Offenders Act) により定められている。保護観察とは、有罪ではあるものの、裁判所が犯罪の性質及び被告人の性格を含む状況を考慮して、禁錮刑や罰金刑等の判決を下さず、一定期間、保護観察官の観察下に置くことを命じるものである。保護観察期間は、6か月以上3年未満である¹⁶³。保護観察命令は、高等法廷、地区法廷、治安裁判官法廷のいずれでも命ずることができる。

保護観察は、条件付釈放同様、原則として、刑が固定されている場合には行うことができないが、そのような場合でも、被告人が有罪判決時に16歳以上21歳未満であり、かつ、前科がない場合には、保護観察が可能である。保護観察には、保護観察期間中の被告人の行動に様々な条件を付けることが可能であり、例えば、夜間外出禁止、社会奉仕活動への参加、電子監視、親による引受け等である。条件に違反した場合や新たに罪を犯した場合には、保護観察となった罪についても、改めて量刑が宣告されることになる。

保護観察法の立法意図は、若年の初犯者の更生を意図したものであるため、一般的には、被告人が21歳以下の場合に考慮されることが多いが¹⁶⁴、保護観察は権利ではないので¹⁶⁵、例え若年の初犯者であっても、保護観察となるとは限らない。また、一般的に、重大犯罪（暴力犯罪、性犯罪等）や薬物犯罪で保護観察になることは少ない。また、一定期間、保護観察官の観察下に置くという性質上、シンガポールに居住しない外国籍の被告人には、保護観察は適さない¹⁶⁶。

¹⁶¹ CPC309

¹⁶² CPC310

¹⁶³ Probation of Offenders Act5

¹⁶⁴ PP v Mok Ping Yuen Maurice[1999] 1 SLR 138

¹⁶⁵ PP v Muhammad Nuzaihan bin Kamal Luddin[2000] 1 SLR 34

¹⁶⁶ Tan Choon Huat v PP[1991] SLR 805

[社会内処遇命令 (Community-Based Sentencing)]

社会内処遇命令とは、2010年の刑事訴訟法の改正により新設された新たな刑罰である。禁錮刑や鞭打ち刑等の伝統的な刑罰だけではなく、軽微な罪を犯した被告人に対し、より柔軟に対応するため、新たに導入されたものである。

導入の背景としては、①犯罪の多様化により伝統的な刑罰のみでの対応では不十分となりつつあること、②犯罪や反社会的行動に結びつく精神疾患の認知件数が増加しており、伝統的刑罰よりも治療の方が効果的な場合があること、③服役によって社会から脱落し、それが再犯につながることを防止すること、などが挙げられている¹⁶⁷。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、社会内処遇命令とすることはできない¹⁶⁸。

- ① 法定刑が固定されている場合
- ② 刑の下限が法定されている場合
- ③ 重大犯罪の場合 (Regulation of Criminals Actの別表3に列挙された犯罪。
殺人罪、強姦罪、薬物取引罪等が列挙されている。)
- ④ 過去に禁錮刑に処せられたことがある場合
- ⑤ 暫定刑法により警察監視におかれたことがある場合
- ⑥ 過去に薬物更生施設への入所が認められたことがある場合
- ⑦ 法定刑が罰金刑のみである場合
- ⑧ 法定刑が禁錮3年以上である場合

社会内処遇命令は、①強制治療命令 (Mandatory Treatment Order, MTO)、②報告命令 (Day Reporting Order, DRO)、③社会活動命令 (Community Work Order, COMWO)、④社会奉仕命令 (Community Service Order, CSO)、⑤短期拘禁命令 (Short-Detention Order, SDO) の5種類である。

[強制治療命令]

強制治療命令とは、裁判所が被告人に24カ月以内の期間、精神科での治療を命じるものである。裁判所は、強制治療命令を出すに当たっては、事前に、指定精神科医からレポートを提出させる必要がある。同レポートにおいて、被告人が治療可能な精神疾患を患っていること、被告人が治療に適していること及び被告人の精神疾患が被告人による犯罪の一要因になっていることの3点が明らかになっている場合に初めて、裁判所は、強制治療命令を発することができる¹⁶⁹。

強制治療命令を受けた被告人は、指定精神科医の指定する日時・場所において、治療を受けること及び指定精神科医及び裁判所の指示に従うことが求められる¹⁷⁰。

¹⁶⁷ Fact Sheet[Criminal Procedure Code-Community based sentences] Ministry of Law
26 April 2010

¹⁶⁸ CPC337

¹⁶⁹ CPC339

¹⁷⁰ CPC340

〔報告命令〕

裁判所は、16歳以上の被告人に対し、適切と考える場合に、報告命令を科すことができる。報告命令とは、報告命令担当官に対し、報告命令センターで、生活状況等について定期的に報告することを命じるものである。裁判所は、報告命令を発するに先立ち、報告命令担当官から、当該被告人の適性についてレポートを提出させる必要がある。報告命令の期間は、3か月以上12か月未満である¹⁷¹。

また、裁判所は、報告命令と併せて、電子監視(electronic monitoring)を命じることもできる¹⁷²。

報告命令を受けた被告人は、指示されたとおりの日時に報告命令センターに赴き、カウンセリングと矯正プログラムを受けるとともに、日々の状況を報告することなどが義務付けられる¹⁷³。

〔社会活動命令〕

社会活動命令とは、環境公衆衛生法 (Environmental Public Health Act) で禁止されている公共の場でのゴミ捨て行為等に対する処罰のひとつとして定められている矯正活動命令 (corrective work order。無報酬での清掃活動) を参考に設けられたものであり、強制活動命令よりもその対象となる犯罪を拡げるとともに、対応する活動内容も拡大した。

対象となる犯罪と具体的な活動内容については、各省令に委ねられているが、ゴミ捨て行為に対する清掃活動のように、その活動内容は、犯した罪と関連する活動でなくてはならない。当該犯罪に対する責任感とその犯罪による害悪を認識させるためである¹⁷⁴。

裁判所は、一定の犯罪で有罪となった16歳以上の被告人に対し、適切と考える場合には、社会活動担当官の監視のもと、当該犯罪と関連する無報酬の社会活動に従事するよう命令することができる。なお、他の社会内処遇命令は、いずれも、禁錮刑や罰金刑等に代替するものとされているが、この社会活動命令は、省令の定めに応じ、罰金刑に付加して科すことも可能である（代替刑とすることも可能）。

社会活動命令を受けた被告人は、命令で指定された時間数、命令された社会活動が無報酬で行うことなどが義務付けられる¹⁷⁵。

〔社会奉仕命令〕

社会奉仕命令は、もともとは保護観察処分の条件又は児童及び若年者法 (Children and Young Persons Act) に基づいた児童及び若年者に対する処遇¹⁷⁶とされていたものを、16歳以上の被告人にも拡大したものである。

社会奉仕命令は、犯した罪に対する処罰であると同時に、社会に対して贖罪さ

¹⁷¹ CPC341

¹⁷² CPC342

¹⁷³ CPC343

¹⁷⁴ CPC344

¹⁷⁵ CPC345

¹⁷⁶ Children and Young Persons Act 44(1) (f)

せることを目的としたものである¹⁷⁷。具体的な内容は、刑事訴訟法別表5に記載されており、例えば、清掃、修理、メンテナンス、ケアサービスなどで社会に貢献できる活動とされ、活動場所についても、病院や慈善活動・教育・文化・リクリエーション施設等の社会貢献施設か、政府関連施設等とされている。

裁判所は、16歳以上の被告人に対し、適切と考える場合に、社会奉仕命令を発することができるが、事前に、社会福祉担当官から、当該被告人の適性について、レポートを提出させる必要がある。

社会奉仕命令を受けた被告人は、指定された時間、指定された内容の社会奉仕活動を行う義務等が生じる¹⁷⁸。

[短期拘禁命令]

短期拘禁命令とは、2週間を限度とした短期間拘禁するというものである。基本的には、再犯のおそれの低い初犯者を想定している。短期拘禁命令は、禁錮刑に比べ、被告人に対する社会的非難の程度が低くて済み、解雇されるリスクも少なく、仕事の継続が可能であることなどから、長期の服役で社会生活が困難になることによる再犯のおそれを軽減するという効果も期待されている。

[社会内処遇命令に違反した場合の効果]

短期拘禁命令以外の社会内処遇命令に対しては、裁判所は、その実行を担保するため、保証を徴収することが可能である。保証は、約定書や保証人等を提出させるほか、現金を供託させることも可能である。

したがって、短期拘禁命令以外の社会内処遇命令に反し、その義務を怠った場合には、保証金を没収されることになる¹⁷⁹。

また、裁判所は、担当官から被告人が定められた義務に違反している旨の連絡を受けた場合、被告人を呼び出して聴聞する。その結果、違反が認められた場合には、警告を発する、命令内容を変更する又は1,000ドル以下の罰金を徴収することなどのほか、社会内処遇命令を取り消して新たな刑罰を宣告することも可能である。さらに、社会内処遇命令を継続するか否かに関わらず、14日以内の範囲で、被告人を拘禁することができる¹⁸⁰。

[運転免許資格はく奪命令 (Disqualification from driving)]

一定期間、運転免許が保持できなくなる刑罰である。運転免許を取得していない場合には、その取得も禁止される。飲酒運転や自動車窃盗罪により有罪になった被告人は、禁錮刑や罰金刑等の処罰に加え、運転免許資格はく奪命令が下されることになり、一定期間、運転免許が保有できなくなる¹⁸¹。

[被害者への賠償命令]

¹⁷⁷ CPC346

¹⁷⁸ CPC347

¹⁷⁹ CPC349, 350

¹⁸⁰ CPC352

¹⁸¹ Penal Code 379A, Road Traffic Act 67(2)

被害者への賠償命令¹⁸²は、被害者が被告人から賠償を受けるために、刑事訴訟とは別途、民事訴訟を提起しなくてはならないという被害者側の煩雑さを解消し、治療費等の被害者が被った損害を早期に回復することを目的とするものである。

2010年の刑事訴訟法改正前は、被害者への賠償命令について検討するか否かは、裁判所の裁量であったが、改正法では、被害者保護の観点から、裁判所に、賠償命令の要否を検討することを義務付けるとともに、賠償命令が適切と考えられる場合には、裁判所は、被害者への賠償命令を下さなくてはならないとされた。

一般的には、被告人の行為によって被害者が身体に傷害を負い、被害者が民事上の損害賠償権を有する場合が想定される場合、特に、被害者が経済的に困窮している場合や、民事訴訟の提起が難しいと思われる場合に、賠償命令を発することが適切とされている¹⁸³。

賠償金額には上限の定めはなく、裁判所が適切と考える金額を命じることになるが、被告人の支払い能力を大幅に超えた金額を科すことは不適切とされ、合理的な期間内に支払うことが現実的な金額を科すことになる¹⁸⁴。

賠償金の支払いは、裁判所の裁量により、支払いの猶予や分割払いが認められる場合もあるが、被告人の財産の差押えなどによる場合もある¹⁸⁵。

なお、被害者への賠償命令がなされた場合でも、被害者は、その金額が不十分と考える場合等、別途、民事訴訟を提起することは可能である¹⁸⁶。

他方、被告人が無罪となった場合で、検察官の起訴が極めて不相当であったと裁判所が認めた場合には、裁判所は、検察、告訴人又は起訴のよりどころとなった情報提供をした者に対し、10,000ドルを上限として、被告人への賠償を命じることができる¹⁸⁷。

V 上訴

[上訴]

地区法廷又は治安裁判官法廷の判決（有罪・無罪）、量刑（禁錮刑・罰金刑等）又は命令（運転免許資格はく奪命令、賠償命令等）に不服がある場合は、高等法廷に上訴することができる。この場合、高等法廷の担当裁判官は、通常、1人である¹⁸⁸。

同様に、高等裁判所が一審であった場合に、その判決、量刑又は命令に不服がある場合には、上訴法廷に上訴することができる。この場合、上訴法廷の担当裁

¹⁸² CPC359(1)

¹⁸³ AOB v PP[2011]2 SLR 793

¹⁸⁴ Donohue Enilia v PP[2005]1 SLR(R)220

¹⁸⁵ CPC360

¹⁸⁶ CPC359(4)

¹⁸⁷ CPC359(3)

¹⁸⁸ CPC386(1)

判官は、通常3人であり、意見が分かれた場合には、多数決で決することになる¹⁸⁹。

上訴審では、一審の事実認定、法律適用又は量刑の適正（明らかに重すぎる、又は、軽すぎる）を判断するが、飽くまでも、その判断対象は、判決や量刑等の最終判断であって、途中経過である訴訟手続に対して判断をするものではない。

〔上訴権者〕

上訴は、有罪答弁をせずに公判審理を経て有罪判決を受けた被告人の場合は、有罪の判断、量刑及び命令のいずれに対しても、上訴することができるが、有罪答弁を行った被告人の場合には、量刑に対する上訴しかできない。また、検察官は、無罪判決、量刑及び命令のいずれに対しても上訴することができる¹⁹⁰。なお、不利益変更は禁止されていない。そのため、被告人のみが量刑不当として上訴し、検察官は上訴しなかった場合でも、被告人の量刑が一審判決よりも重くなる可能性もある。したがって、上訴に当たっては慎重な検討が必要である。

〔上訴手続〕

上訴は、まず、判決の日から14日以内に上訴する旨の告知（Notice of Appeal）を裁判所に提出しなくてはならない¹⁹¹。その後、裁判所から第一審の記録及び判決書入手し、その入手から14日以内に上訴申立書（Petition of Appeal）を提出しなくてはならない¹⁹²。

〔上訴審での審理〕

上訴審でも、一審で提出していなかった証拠を新たに提出することも可能であるが、一定の制約があり、単に弁護人が失念していたなどといった事情では、採用されない¹⁹³。

上訴審は、基本的には一審の判断を尊重する。したがって、一審判決に法律上

¹⁸⁹ CPC386(2)

¹⁹⁰ CPC374(4), 375, 374(3)

¹⁹¹ CPC377(2) 14日目の日曜・祝日に当たる場合は、翌就業日となる。また、有罪・無罪の判決と量刑の宣告が異なる日に行われた場合には、それぞれの日から14日以内となる。なお、2010年の刑事訴訟法改正前は、上訴期間は10日間とされていた。

¹⁹² CPC378(1)。なお、上訴手続は、詳細に定められているが、それら手続に遺漏があった場合であっても、裁判所が上訴を認めることが司法の利益にかなうと認めた場合には、例外的に上訴が認められる場合もある（CPC380）。

¹⁹³ CPC392(1), Juma'at bin Samad v PP[1993]3 SLR 338等。新規の証拠が認められる条件は、①一審では合理的な努力をしても提出することができなかったこと（Non availability）、②一審で提出されていたならば、結果に重要な影響を与えていたであろうこと（Relevance）、③信用性のある証拠であること（Credibility）の3つである。

又は証拠の評価上の明白な誤りがある場合や、一審の量刑が明白に軽すぎる（又は重すぎる）か、明白に不適當な場合に限り、一審判決の破棄差戻しや破棄自判が可能となる¹⁹⁴。

¹⁹⁴ CPC394

第7章 保 釈

保釈とは、逮捕され、身柄を拘束された被疑者又は被告人が指定された日時に警察又は法廷に出頭することを約し、身柄を釈放されることであり、警察又は法廷に現金ないし保証書をもってこの点を保証することとなる。保釈保証人とは、このような保証を与える人のことである。保釈には、警察段階で行う警察保釈 (police bail) と裁判所が行う裁判所保釈 (court bail) とがある。

[保釈の許可]

逮捕され、身柄を拘束された被疑者・被告人は、憲法上、原則として、保釈される権利を有する¹⁹⁵。被疑者・被告人は、有罪判決がなされるまで、無罪と推定されるためである。

無令状で逮捕された被疑者については、48時間以内に警察段階で保釈されなかった場合には、治安裁判官法廷に出頭し、裁判所保釈を得るか、治安裁判官の権限により勾留延長がなされることになる。令状により逮捕された被疑者については、遅滞なく裁判所に出頭し、その段階で保釈条件を満たせば、治安裁判官により保釈される¹⁹⁶。

仮に保釈が認められず、あるいは、保釈条件を満たすことができずに勾留が継続した場合であって、判決が禁錮刑であった場合には、裁判所は、裁量で、その身柄拘束期間を刑期から除くことができる¹⁹⁷。

なお、保釈とは異なるが、いわゆる在宅被疑者扱いの召喚状事案 (summons case) では、治安裁判官は、在宅被疑者に対し、召喚状に従って裁判所に出頭するよう条件を設定することも可能である¹⁹⁸。

[必要的保釈犯罪と裁量的保釈犯罪]

犯罪は、「必要的保釈犯罪 (bailable offense)」と「裁量的保釈犯罪 (non-bailable offense)」に二分される。

必要的保釈犯罪とは、保釈が権利であって、必ず保釈をしなくてはならないとされている犯罪であり、裁量的保釈犯罪とは、保釈は権利ではなく、保釈を認めるか否かが裁判所又は巡査部長以上の警察官の裁量となっている犯罪である¹⁹⁹。

¹⁹⁵ Constitution 9(4), CPC 67, 68

¹⁹⁶ CPC 74

¹⁹⁷ CPC 318。禁錮刑は、宣告の日から起算するが、保釈されずに勾留が継続されていた場合、裁判所の裁量で、起算時点をさかのぼることができる。

¹⁹⁸ Taylor v PP [1989] 1 SLR (R) 508

¹⁹⁹ CPC 2, 92, 93

これらの区別は、刑事訴訟法別表1第5列において、必要的保釈犯罪か裁量的保釈犯罪かが規定されており、一般的に、比較的軽微な犯罪は必要的保釈犯罪とされ、重大犯罪は裁量的保釈犯罪とされている。具体的には、必要的保釈犯罪とされているのは、単純傷害罪、単純器物損壊罪、単純住居侵入罪、単純脅迫罪等であり、裁量的保釈犯罪とされているのは、謀殺罪、故殺罪、自殺未遂罪、凶器使用傷害罪、強姦罪、窃盗罪等である。

また、裁量的保釈犯罪であっても、法定刑が死刑、終身刑又は禁錮20年以上の場合には、裁判所は、裁量によっても保釈することはできない。また、過去に保釈になったものの、裁判に出席しなかったなど、保釈条件に従わず、今回も同様の事態が予想される場合等にも、保釈が認められない²⁰⁰。

[裁量的保釈の際の考慮要素]

一般に、裁量保釈犯罪に関し、保釈を認めるか否かの判断に当たって考慮する事項は、以下のとおりである。

- ① 犯罪の重大性
- ② 予想される処罰の軽重
- ③ 被疑者・被告人のシンガポールとの結びつき（家族や資産の有無等）
- ④ 逃亡の可能性
- ⑤ 保釈中に新たに罪を犯す可能性
- ⑥ 証拠隠滅や証人威迫、捜査妨害のおそれ
- ⑦ 身柄拘束継続による弁護活動への悪影響
- ⑧ 不必要な捜査の遅れの有無
- ⑨ 証拠の性質（一般的に、警察官の目撃証言やDNA鑑定結果について証拠隠滅をすることは難しい。）
- ⑩ 勾留期間（有罪判決を受けた場合に想定される服役期間よりも勾留期間が長くなっている場合等。）

[保釈保証人の義務]

保釈保証人を見つける代わりに、被疑者・被告人が自ら保釈保証金を支払う制度もあるが²⁰¹、保釈保証人（sureties）なくして保釈が認められることは少ない。そのため、多くの被疑者・被告人は、保釈保証人を確保しなくてはならないが、保釈保証人は、被疑者・被告人のために保釈保証金を用意し、その出頭を確保しなくてはならず、仮に、被疑者・被告人が逃亡した場合には、用意した保釈保証

²⁰⁰ CPC95(1), Mohamed Hisham bin Sapandi v PP[2011] SGHC190。なお、このような保釈が認められない場合であっても、少年、病気を患っている者、精神疾患を患っている者については、保釈することが可能である(CPC95(2)。)。

²⁰¹ CPC106

金が没収されるリスクを負う。そのため、保釈保証人を見つけられないがために勾留が継続されるということも多い。

保釈保証人には、①保釈された被疑者・被告人について、指定された取調べや公判等への出席を担保すること、②保釈された被疑者・被告人と日常的にコンタクトを取り合い、連絡が取れなくなった場合には、24時間以内に警察に連絡すること、③保釈された被疑者・被告人が裁判所の許可がない限り、シンガポール国外に留まることを担保することの3点が義務付けられ、これらに反する事実が発覚した場合には、保釈保証金の全部又は一部が没収されることになる²⁰²。

[保釈保証人の適格要件]

保釈保証人は、21歳以上であり、信頼にたる人物で、支払い能力があることが必要であるが、そのほかに特段の制限はなく、親族や友人等になることが一般的である。

保釈保証人が外国人である場合でも、特段の法律上の制限はないが、実務的には、認められることはまずない。

また、当該事件の弁護人が自ら保釈保証人となることは好ましくないとされている。

なお、被告人が保釈保証人に対して、保釈保証金の支払いを後に弁済するという契約は違法とされ、そのような契約は無効とされる²⁰³。

[保釈保証人による保釈保証金の提供方法]

保釈保証人が保釈保証とし得る財産としては、現金、預貯金（通帳とともにATMカードも提出。）、自動車（ローンが完済していることが必要。登録証の提出が求められる。）、貴金属類、家具等があるが、現金や預貯金以外の保釈保証人の資産に関しては、一定の場合、そもそも保釈保証として認められない場合や捜査官による価値調査が必要となる場合もある。

例えば、保釈保証金額が1,000ドル未満の場合は、保釈保証人は、宣誓供述書の作成も求められないが、1,000ドル以上10,000ドル未満になると、保釈保証金額相当額の資力がある旨の宣誓供述書の作成が求められる。さらに、10,000ドル以上になると、捜査官による価値確認が必要となる。20,000ドル以上になると現金、預貯金による供託以外は認められない。

[保釈保証金額]

保釈保証金額は、被疑者の出頭や被告人の出廷を確保するのに十分な金額でな

²⁰² CPC104

²⁰³ R v Potter[1910]1 KB69

くてはならないが²⁰⁴、他方、過度な金額であつてもならない。保釈保証金額の決定には、さまざまな要素が考慮されることになる。具体的には、犯罪の重大性、予想される刑罰の軽重、捜査への協力の程度、パスポートの提出の有無、等である²⁰⁵。

〔保釈の条件〕

保釈の必要的条件としては、指定された日時に指定された場所（警察署や法廷）に出頭すること及び警察又は裁判所の事前の許可なしにシンガポールを離れないことである²⁰⁶。

そのほか、警察又は裁判所の裁量で追加の条件を付すこともでき、例えば、パスポートの提出、保釈中の犯罪行為の禁止、証人威迫や証拠隠滅の禁止等である²⁰⁷。

ただし、状況に重大な変化があつた場合や新たな事実が判明した場合、裁判所は、保釈条件の変更、追加、保釈の取消しも可能である²⁰⁸。

保釈条件に違反して出頭しなかった場合、裁判所により勾留状が発せられ、身柄が拘束されることになる。身柄が拘束された後は、勾留が継続されるか、再度の保釈が検討されることになるが、いったん保釈条件に違反している以上、必要的保釈犯罪であつても、保釈は権利ではなくなる²⁰⁹。

〔保釈保証金の没収手続〕

保釈された被疑者・被告人が裁判所に出頭せずに逃亡したなど、保釈条件に違反する行為があつた場合、保釈保証金は没収される。保釈保証人は、保釈保証金の没収に異議がある場合には、保釈保証人が裁判所に事情を説明する機会（forfeiture hearing）が与えられる²¹⁰。その場合、保釈保証人は、被疑者・被告人を出頭させるべく最大限の努力をしたこと、被疑者・被告人と頻繁に連絡を取るなど、保釈保証人としての義務は果たしていたことなどの言い分を訴え（show cause）、没収額の減額を求めることになるが、立証責任は保釈保証人側にあり、容易には認められない。このような言い分（cause）が通らなかった場合でも、保釈保証人が経済的に困窮しているなどの嘆願をすることは可能であり、その結果、裁判所が保釈保証金を没収するのが不相当と認められる場合には、減額等がなされる可能性がある。

なお、被疑者・被告人の死亡（自殺・事故を含む）、強制送還、別件での逮捕

²⁰⁴ CPC96

²⁰⁵ Soo Shiok Liong v Pendakwa Raya [1993]2 MLJ 381

²⁰⁶ CPC99(2), (4)

²⁰⁷ CPC94

²⁰⁸ CPC102

²⁰⁹ CPC103

²¹⁰ CPC107

等のために被疑者・被告人が不出頭であった場合や、保釈保証人自身が身柄拘束され、その義務を果たすことができなくなった場合等のやむをえない事情がある場合には、保釈保証人は免責される。

〔保釈決定に対する異議申立て〕

保釈に関する決定は、上訴の対象にはならない。したがって、保釈決定に不服がある場合でも、上訴による解決を図ることはできない²¹¹。しかし、高等法廷に対し、保釈決定に関する異議申立てを行うことができる²¹²。

〔保釈保証人の辞任〕

保釈保証人は、裁判所に申請することで、いつでも、保釈保証人を辞任することができる。その場合、保釈されていた被疑者・被告人は、勾留状により裁判所に出頭する。その際、代わりの保釈保証人を探せない場合には、身柄を勾留されることになる²¹³。

〔上訴中の保釈〕

被告人が第一審で禁錮刑の宣告を受けた場合で、被告人が上訴する旨の告知を行った場合、第一審の判決を下した裁判所が保釈を認めるか否かの裁量をもつ²¹⁴。

その際の考慮要素は以下のとおりである²¹⁵。

- ① 犯罪の軽重
- ② 上訴審での審理にかかると予想される時間と禁錮刑の期間の長さ
- ③ 法律上の困難な争点の有無
- ④ 初犯者か前科があるか
- ⑤ 保釈中に新たな罪を犯すおそれの有無
- ⑥ 上訴審に被告人が確実に出席するか

²¹¹ Mohamed Razip v PP[1998]1 MLJ 84

²¹² CPC97

²¹³ CPC105

²¹⁴ CPC382

²¹⁵ Re Kwan Wah Yip v PP[1954] 1 MLJ 146

第8章 刑務所・麻薬リハビリテーション・センター

I 概要

現在、シンガポールの刑務所・拘置所及びそれに類する施設は、以下のとおりである²¹⁶。

- ① ベドッグ矯正教育処分センター (Reformative Training Centre(RTC))
- ② チャンギ総合病院(Changi General Hospital)
- ③ KK女性と子供病院(KK Women's and Children's Hospital)
- ④ タン・トク・セン病院受刑者地区 (Prisoner's Ward, Tan Tock Seng Hospital)
- ⑤ ウイツレーロードセンター(Whitley Road Centre)
- ⑥ タナ・メラ刑務所(Tanah Merah Prison)
- ⑦ アビンドン外部通勤者施設(Abingdon Work Release Camp)
- ⑧ チャンギ女性刑務所兼麻薬リハビリテーションセンター
- ⑨ カイサ・クレセント刑務所(Khalsa Crescent Prison)
- ⑩ ロイド・リース外部通勤者施設(Lloyd Leas Work Release Camp)
- ⑪ アドミラルティ西刑務所(Admiralty West Prison)

II 刑務所の処遇、面会

〔受刑中の処遇の流れ〕

受刑期間の流れは、①刑務所内での処遇(in-care)、②半社会内処遇(half-way care)、③出所後のケア(aftercare)の三段階に分かれる。

刑務所内での処遇は、まず、刑務所入所手続で始まる。受刑者は、危険性の程度と矯正教育の必要性の程度でランク分けされた上で、各受刑者に合わせた受刑計画(Personal Route Map)が作成される。その後は、プログラムは実施せず、ひたすら房の中に留め置かれるのみで、身柄拘束の苦痛と反省をさせる「犯罪抑止期間(deterrence)」となる。抑止期間が終了すると、受刑計画に従って、必要なプログラムを受ける「処置期間(treatment)」となり、その後、仮釈放となる。

半社会内処遇は、受刑期間の大半を終えた受刑者の中から適した者のみが選定され、社会内での生活が許される。これは、徐々に刑務所内の生活から社会内での生活に慣れさせていくための処遇である。

²¹⁶ 刑務所法 (Prisons Act) 3条により、内務大臣 (Minister of Home Affairs) が刑務所を指定する権限を有し、同大臣が発するDeclaration of Prisons により、刑務所が指定される。刑務所及びそれにするいする施設は、頻繁に統廃合等が行われており、最新の情報を得るには、Declaration of Prisonsを確認する必要がある。

出所後のケアは、出所後の受刑者に対し、必要なサポートを提供するスキームである。

〔受刑中のプログラム〕

シンガポールには禁錮刑はあるものの、懲役刑はないため、刑務作業への従事が受刑者に強制されることはない。しかし、職業訓練を含め、処遇計画に従ったさまざまなプログラムを受けることになる。

刑務所で処遇されている間のプログラムとしては、職業訓練や学校教育、薬物依存からの離脱教育、家族関係構築プログラム、宗教プログラム等がある。受刑期間の大半を終えた優良受刑者に対する刑務所外のプログラムとしては、中間施設プログラム(Halfway House Scheme。社会生活に慣れることを目的として刑務所外の施設で生活する。)、自宅受刑プログラム(Home Detention Scheme)、外部通勤プログラム(Work Release Scheme。昼間、刑務所外の事業所に通勤させる。)等がある。

〔面会〕

有罪判決前に勾留されている被告人(未決拘留者)は、毎日の面会が、原則3人まで可能である。

有罪判決後の受刑者は、受刑者の区分により異なるが、多くの場合、月1~2回の面会が許される。面会できるのは、原則として、家族及び親族だが、友人(恋人や婚約者、内縁の妻を含む)の場合も、受刑者の区分によって、刑務所の許可が下りれば、面会することができる。

面会に当たっては、身分証明書(外国人の場合はパスポート)のほか、在監者との関係を証明する出生証明書等が必要である。在監者が外国人の場合、大使館員との面会が可能である。

また、面会は、直接刑務所に赴いて行う方式(face-to-face visit)とテレビ電話方式(tele-visit)がある。テレビ電話方式の場合は、面会希望者は、シンガポール国内9か所に設けられた刑務所リンクセンターか電話会議ポイントにおいて、テレビ電話を通じて在監者と面会することができる。

〔在監者への差し入れ〕

未決拘留者の場合、毎週3冊以内の本・雑誌の差し入れが可能であるが、受刑者の場合は、月1~2回とされている面会ごとに3冊以内の本・雑誌の差し入れが可能である。差し入れた本は、刑務所の検閲が必要である。食料品の差し入れは禁止されている。

第9章 その他

I 子供と若年者法

[子供・若年者・少年の定義と少年法廷]

シンガポールには、少年法に相当する法律として「子供と若年者法 (Children and Young Persons Act. Cap, 38)」がある。同法では、「子供 (children)」は14歳未満、「若年者 (young person)」は14歳以上16歳未満、「少年 (juvenile)」は7歳以上16歳未満の者とされている²¹⁷。これら少年に対しては、その可塑性から、通常の刑事手続とは異なる扱いがなされる。審判開始日に16歳に達していない者は、少年法廷で審理される。しかし、16歳に達していない場合でも、高等法廷の専属管轄事件である場合は高等法廷で、16歳以上の者とともに起訴された場合は少年法廷以外の対応する法廷で審理されることになる²¹⁸。

少年事件に関しても、同法により特別の定めがない限りは、刑事訴訟法が適用されるが²¹⁹、少年法廷では、少年の福祉、悪環境の除去及び適切な教育と訓練に配慮することとされ、10歳未満の少年に対しては、特別な事情がない限り、少年矯正施設や少年拘置所等の拘禁施設に送る旨の決定をしてはならないとされている²²⁰。

また、少年法廷で審理される少年に関し、その氏名や住所、学校等、少年の個人を特定する内容や少年の写真を報道することは、原則として、禁止されている²²¹。

[逮捕後の手続]

16歳未満の少年は、身柄拘束中の場合、少年法廷か治安裁判官法廷に出廷する。担当裁判官は、当該少年について保釈の判断をする。その際、裁判官は、当該犯罪が高等法廷の専属管轄の事件ではないか、好ましくない人的関係を断ち切る必要があるか、逃亡の恐れがあるか、再び罪を犯すおそれがあるか、証拠隠滅や証人威迫のおそれがあるかなどを検討し、これらのおそれがないと考えた場合には、少年を保釈しなくてはならない²²²。

[少年法廷の構成と進行]

子どもと若年者法の定めにしたがい、少年法廷は大統領指名の治安裁判官が担

²¹⁷ Children and Young Persons Act (以下CYPAと略す) 2

²¹⁸ CYPA33

²¹⁹ CYPA32(4)

²²⁰ CYPA28

²²¹ CYPA35

²²² CPYA30。また、少年の処分を決するに当たっては、大統領から指名された2名のアドバイザーが同席し、裁判官に少年の取扱い等についてアドバイスをする。

当する²²³。

少年法廷での審理手続は、同法により、以下のとおりとされている²²⁴。

- ① 裁判官は、少年の年齢及び理解力に応じ、分かりやすい言葉で、少年が犯したとされる罪について説明をする。
- ② 裁判官は、犯したとされる罪についての説明後、その罪を認めるか否かを尋ねる。
- ③ 少年が罪を認めなかった場合、裁判官は、証拠の取調べの手続に入り、証人尋問等を行う。証人尋問に当たっては、少年に弁護人が付いていない場合には、少年の弁護のため、少年の保護者を出席させることができる。また、少年に弁護人が付いておらず、かつ、少年の弁護のための保護者も出席していない場合には、少年の利益のために、裁判官自ら証人に反対尋問をし、また、少年自身に質問をすることができる。
- ④ 証拠調べの結果、少年の犯罪事実が明らかだと判断され場合、裁判官は、少年に対し、少年に不利な証拠やポイント、少年が反証すべき点等を説明し、少年に反証する機会を与える。
- ⑤ 少年が罪を認めた場合又は罪の立証が十分になされた場合、裁判官は、少年（保護者が出席している場合は保護者にも）に対し、処分に関して嘆願すべきことがないかを尋ねる。
- ⑥ 裁判所は、最終処分を決する前に、少年の家庭環境や普段の行動、学校の成績、治療履歴、発達状態等に関する情報を得て、それに基づき、少年に必要な質問をする。その際、保護観察官や福祉士、医療従事者等の適切な人物からレポートを提出させることもできる。それらを踏まえ、少年に対する処分を決する。

なお、少年事件に対しても、上訴は可能であり、高等法廷に上訴することになる²²⁵。

[少年法廷の権限]

少年に対する処罰には、一定の制約がある。

例えば、14歳未満の子供に対しては、禁錮刑の宣告はできず、14歳以上16歳未満の若年者に対しては、その者の非行が相当程度進んでいる場合を除き、禁錮刑を宣告することはできないとされている²²⁶。

ただし、謀殺罪や故殺罪等の重罪を犯した少年に対しては、他に適切な処分が

²²³ CYP32(1)

²²⁴ CYP42

²²⁵ CYP48

²²⁶ CYP37

ない場合には、裁判所が適切と考える期間、少年を拘置することができる²²⁷。

また、鞭打ち刑についても、一般の男性は24回以内とされているところ、少年の場合は10回以内とされている²²⁸。

そのほか、少年法廷が科すことができる処分は、以下のとおりである²²⁹。

- ① 釈放
- ② 品行方正に努め、裁判所の定めた命令に従う旨の誓約書をもって釈放
- ③ 裁判所が定めた期間、親族等適切な人物の監督に付す
- ④ 親又は保護者から、少年に適切な監護を行う旨の誓約書をとる
- ⑤ 6か月以上3年未満の保護観察処分
- ⑥ 240時間以内の社会福祉活動
- ⑦ 6か月以内の収容処分
- ⑧ 3年以内の少年矯正施設(Juvenile Rehabilitation Center)への入所
- ⑨ 罰金又は被害弁償命令
- ⑩ 矯正教育処分施設(Reformatory Training Center)への送致（ただし、①少年が16歳に達しているか、②14歳に達してはいるが16歳に達していない場合で、過去に少年矯正施設送致になった経歴がある場合）

なお、少年に代わり、その親や保護者に対して、罰金を支払うよう命じること
もできる²³⁰。

II 心神に障害のある被告人に関する取扱い

[被告人に関する精神科医の報告]

被告人に心身の障害が疑われ、その後の手続において、必要な防御を行うなどの訴訟遂行ができないと疑われる場合、裁判所は、被告人の精神状態の調査を行わなければならない。その場合、裁判所は、裁判手続を延期し、被告人の精神状態の観察のため、精神疾患療養施設に1か月以内の期間（2か月の延長もあり得る。）、被告人を拘置する²³¹。

その間、施設側は、被告人に必要な治療を行いつつ観察を行い、その結果を裁判所に提出する。施設側の報告書で被告人の精神状態に問題はなく、訴訟遂行も可能と判断され、裁判所もその判断に納得している場合、手続は通常通り行われる。他方、報告書が精神状態に問題があり、訴訟遂行ができないとの判断であり、

²²⁷ CYP A38

²²⁸ CPC328(6)

²²⁹ CYP A44(1)

²³⁰ CYP A39

²³¹ CPC247

裁判所もその判断に納得している場合には、訴訟手続は、いったん中止される。なお、この判断において、裁判所が報告書の判断に拘束されることはなく、裁判所自身の最終判断が行われる²³²。

被告人の精神状態に問題があり、訴訟遂行ができないと判断された場合、起訴された罪が必要的保釈犯罪である場合には、被告人は釈放されることになる。その際、裁判所は、被告人の心身のケア、自殺防止等のほか、必要な場合には裁判所等に出頭することなどの必要な条件を付すことができる。他方、起訴された罪が裁量的保釈犯罪である場合や必要的保釈犯罪であるものの、必要な安全策を講じることができない場合には、裁判所は、法務大臣に報告する。報告を受けた大臣は、精神疾患療養施設等の適切な施設に被告人を拘置することができる²³³。

また、被告人が犯行当時に精神疾患に罹患しており、自らの行為や善悪を理解していない状況であった場合には、無罪となるが、その場合には、判決において、被告人が当該罪を犯したことは指摘しなくてはならない²³⁴。裁判所は、判決において、精神疾患がなければ当該犯罪が成立したことを指摘した場合、裁判所が適切と考える場所及び方法で、その者の身柄を安全に拘置する旨の命令を発する。その場合、裁判所は、その旨を大臣に報告しなくてはならない²³⁵。

上記の手続で身柄を釈放されたり、無罪判決を受けた被告人に対しては、少なくとも6カ月ごとに専門家2名が面会に訪問することになる。

その結果、訴訟遂行が困難という理由で訴訟手続が中止となり、拘置されていた場合で、被告人に訴訟遂行能力が回復したと判断された場合、訴訟手続が再開されることになる²³⁶。

²³² CPC248

²³³ CPC249

²³⁴ CPC251

²³⁵ CPC252

²³⁶ CPC254

第9章 外国人が有罪判決を受けた場合のビザへの影響

[外国人の入国、在留禁止者]

入国管理法 Immigration Act, Cap. 133の8条(3)(d)に、

「(i) いずれかの国又は州で有罪判決を受け、期間を問わず禁錮刑が言い渡された外国人

．．．．．

(ii) 有罪判決に関連する事情を根拠に、入国管理官が入国又は在留が望ましくないと思料する外国人

は、入国管理法下、入国、在留禁止者となる。つまり、外国人がシンガポールに在留中、禁錮刑に処せられたのであればもちろん、そうでなくても有罪判決を受けた場合、入国管理官は、当該有罪判決に関する事情を根拠に、その人を「望ましくない在留者」とし、在留資格を取り消す権限をもつ。

[就業ビザの取り消し]

一度、「望ましくない在留者」となれば、その者が就業ビザ所持者であれば、入国管理官は、入国管理法の定めにより、その者の就業ビザを取り消し、その後もシンガポールに滞在し続けた場合には不法滞在になると宣言する権限をもつ。これにより、当該外国人はシンガポールを出国しなければならないことになるが、通常は、入国管理官はその裁量で出国まである程度の猶予期間を与える。

[就業ビザ Employment Pass の取り消しに対する不服申し立て]

就業ビザの取り消しを言渡された外国人は、その日から7日以内に取り消しに対して不服申し立てができる。その申し立ては人材開発大臣宛てとし、入国管理官に提出する。人材開発大臣が下す決定が最終決定であり、当該外国人は不服申し立てに対する再度の不服申し立てはできない。

国外退去の日までに人材開発大臣が何ら決定をしない場合には、当該外国人はまずシンガポールから出国する必要がある。その後の大臣の決定が、本人にとって有利なものであれば、再び入国が許可される。

[シンガポール再入国が禁止される場合]

入国管理官は、在留資格を失った者に対し、事案に応じ、裁量によって、シンガポールに再入国を禁じる旨の決定ができる。その再入国禁止期間（終身の場合もあり得る。）は管理官の裁量に任されている。その禁止期間がすぎれば、当該外国人はシンガポールに再入国できる。その禁止期間が終わる前にシンガポールに入国を希望する場合は、内務大臣あてに再入国希望の理由を述べた申請書を提出し、同大臣が許可すれば一時的に入国が可能となる。

[扶養者ビザ Dependant Pass の取り消し]

就業ビザが取り消された場合、その家族も同等の扱いを受け、入国管理法の規定により、配偶者、子供に交付された扶養者ビザも取り消される。

[国外退去の回避]

有罪判決を受けた外国人の家族の国外退去を避けるためには、その外国人の家族は、必要であれば、判決までに、一般訪問者ビザ (Social Visit Pass) 又は就学中であれば、就学ビザ (Student Pass) に切り換えるための申請をすべきであろう。例えば、就学児童がいる場合は、就学ビザを子供のために申請し、母親はその申請が受け入れられれば、子供に付き添うという理由で長期の一般訪問者ビザ (Long Term Social Visit Pass) の申請をすることができる。これが認められれば、母親は子供の就学中はシンガポールに続けて滞在することができる。